

住民監査請求に基づく監査結果報告書

〔 平成 20 年度に鳥取県議会議員へ交付
された政務調査費の使途について 〕

平成 21 年 1 月 2 日

鳥 取 県 監 査 委 員

住民監査請求に基づく監査結果報告書

目 次

第1 監査の概要

1	監査の請求	1
(1)	請求人	1
(2)	請求のあつた日	1

第2 請求の要旨

1	請求人の主張	1
2	措置請求	1

第3 請求の受理

1	受理	2
2	理由	2

第4 監査の実施

1	請求人の証拠の提出及び陳述	2
2	監査対象事項	2
(1)	6名の議員の政務調査費に係る摘要事項	2
(2)	6名の議員以外の議員への再調査	2
3	監査対象機関	2
4	監査実施期間	2
5	監査の実施方法	3
(1)	監査の実施方針	3
(2)	議会事務局の監査の実施	3
(3)	関係人の調査	3
6	監査の執行者	4
7	監査委員の除斥	4

第5 本件請求に対する結論

1	本件請求の「不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること」について	4
2	本件請求の「不当な支出について、これを是正させる措置をとること」について	4
3	総括	4

第6 本件請求に係る監査の結果

1	6名の議員の政務調査費に係る摘要事項	4
(1)	内田博長議員の政務調査費に係る摘要事項	4
(2)	尾崎薰議員の政務調査費に係る摘要事項	7
(3)	鍵谷純三議員の政務調査費に係る摘要事項	9
(4)	銀杏泰利議員の政務調査費に係る摘要事項	13
(5)	藤井省三議員の政務調査費に係る摘要事項	17
(6)	前田宏議員の政務調査費に係る摘要事項	20
2	6名の議員以外の議員への再調査	25

第7 政務調査費の定期監査の結果

第8 意見	25
-------	----

資料1 烏取県職員措置請求書

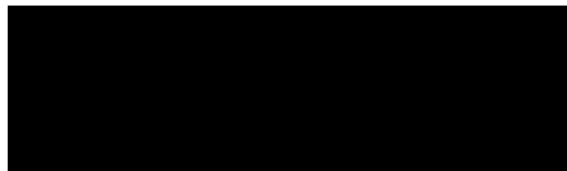
資料2 烏取県職員措置請求書の表記における監査委員の解釈

資料3 政務調査費議員必携（政務調査費ガイドライン、関係法令等収録）

第1 監査の概要

1 監査の請求

(1) 請求人



(2) 請求のあった日

平成21年10月15日

第2 請求の要旨

法第242条の規定に基づく住民監査請求の対象は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当に財務会計上の行為を怠る事実であるため、請求人から提出された鳥取県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の内容から請求の要旨を次のように解した。

1 請求人の主張

- (1) 平成20年度における鳥取県議会議員（以下「議員」という。）6名（藤井省三議員、内田博長議員、鍵谷純三議員、前田宏議員、尾崎薰議員及び銀杏泰利議員。以下「6名の議員」という。）の政務調査費について、公文書開示請求により入手した政務調査費収支報告書（以下「収支報告書」という。）及びその添付書類を調査したところ、政務調査費の使途として不適正なもの又は適正な使途として疑問なもの（以下「摘示事項」という。）がある。
- (2) 6名の議員は、政務調査費の使途として不適正なものについては、県に返還する義務がある。

2 措置請求

鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、次の措置をとることを勧告するよう請求する。

- (1) 6名の議員をはじめとして全議員について、再度、政務調査費の使途の調査（鳥取県政務調査費交付条例施行規則（平成16年鳥取県規則第58号）に定める使途基準に合っているかについての調査も含む。）、収支報告書の写しと証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。
- (2) 6名の議員以外の議員についても、不当な支出について、これを是正させる措置をとること。

第3 請求の受理

1 受理

監査委員は、次の理由により、本件請求を、精算額の確定による政務調査費の返還請求を怠る事実に対する住民監査請求として、法第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、平成21年10月20日付けで受理した。

2 理由

本件請求のあった日は、県が政務調査費の精算額を確定した日から1年を経過しておらず、精算額の確定による返還請求を怠る事実については、住民監査請求の対象となるものである。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、証拠の提出はなかったが、陳述の申出があり、平成21年11月9日に公開により陳述を聴取した。

2 監査対象事項

監査対象事項は、措置請求書に記載されている事項を勘案し、平成20年度において議員に交付された政務調査費の使途に係る次の事項とした。

(1) 6名の議員の政務調査費に係る摘要事項

- ア 内田博長議員の政務調査費に係る摘要事項（6件）
- イ 尾崎薰議員の政務調査費に係る摘要事項（5件）
- ウ 鍵谷純三議員の政務調査費に係る摘要事項（8件）
- エ 銀杏泰利議員の政務調査費に係る摘要事項（7件）
- オ 藤井省三議員の政務調査費に係る摘要事項（8件）
- カ 前田宏議員の政務調査費に係る摘要事項（6件）

(2) 6名の議員以外の議員への再調査

すべての議員の政務調査費について8月に定期監査を行ったところであるが、本件請求に係る監査の過程で必要性が生じた場合には、再調査を行うこととした。

3 監査対象機関

鳥取県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

4 監査実施期間

平成21年10月26日から同年11月24日まで

5 監査の実施方法

(1) 監査の実施方針

ア 政務調査費の使途基準等

監査委員は、定期監査において、鳥取県政務調査費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第4条第2項に基づき定められた政務調査費の使途及び手続に関する指針（以下「ガイドライン」という。）により適否を判断しており、本件請求に基づく監査においても同ガイドラインをその使途基準として取り扱うこととした。

（参考）

政務調査費の交付に関して必要な事項については、地方自治法の一部を改正する法律（平成12年法律第89号）により平成13年4月1日から条例で定めることとされ、当県においても、同日に鳥取県政務調査費交付条例が施行されている。

当条例に基づき政務調査活動に必要な費用が交付されるとともに、平成19年4月1日からは、県議会の中に設置された議会改革推進会議により見直され、一部が改められたガイドラインが施行され、同ガイドラインは、その後、同年12月17日、平成21年1月9日にも一部改正が行われており、逐次実情を勘案して整備されている。

イ 判例を引用した摘示事項に対する判断

本件措置請求書では、政務調査費ハンドブック（判例に学ぶ適正支出のチェックポイント）（廣瀬和彦著、平成21年6月15日 株式会社ぎょうせい発行）で紹介された判例を引用して、政務調査費の使途等には問題があり、不当な支出に当たるのではないかと主張しているものがある。

監査委員としては、措置請求書に引用された判例については、社会通念上妥当な範囲で支出すべきという判例の趣旨は尊重しつつ、その前提となる事実関係は個別の事案により異なるものであるため、必要に応じ政務調査費の使途の実態を確認の上、判断することとした。

(2) 議会事務局の監査の実施

6名の議員について、本件摘示事項を踏まえ、収支報告書と証拠書類の写しとを突合し、その上でガイドラインに沿った支出がなされているか確認を行った。

(3) 関係人の調査

本件請求の監査に当たっては、本件摘示事項を踏まえ、支出目的又は内容の確認を要するものについて、法第199条第8項の規定に基づき、6名の議員に対し、文書照会による調査を行った。

6 監査の執行者

監査委員 山 本 光 範
監査委員 米 田 由起枝
監査委員 伊 木 隆 司
監査委員 山 根 眞知子

7 監査委員の除外

本件請求は議員の政務調査費の使途に関するものであるため、議員である監査委員内田博長及び監査委員山田幸夫は、法第199条の2の規定に基づき監査に加わらなかつた。

第5 本件請求に対する結論

1 第2の2の(1)の「不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること」について

〈監査委員の判断〉

本件請求に基づいて、6名の議員について関係人調査を行うなど再度の監査を行つた結果、使途等が不適正な政務調査費は認められず、また、6名の議員以外の議員について再度の調査を行う必要性も認められなかつた。

なお、全議員の政務調査費を対象に7月から8月に実施した定期監査の結果、不適正な使途等に係る経費があったものは既に修正及び返還措置がとられており、適正な事務処理を行うよう通知を行つてゐる。

2 第2の2の(2)の「不当な支出について、これを是正させる措置をとること」について

〈監査委員の判断〉

本件請求に係る監査及び定期監査の結果については、前述のとおりであり、新たな是正措置の必要はないと判断した。

3 総括

本件請求に係る財務会計行為には、違法性又は不当性はなく、したがつて、請求人が主張する内容に理由がないものと認める。

第6 本件請求に係る監査の結果

1 6名の議員の政務調査費に係る摘要事項

(1) 内田博長議員の政務調査費に係る摘要事項

ア あん分の根拠の明示について

(ア) 請求人の主張要旨

経費のあん分については、ガイドラインに「実績等を考慮のうえ経費をあ

ん分し、証拠書類にあん分の根拠を明示」とあるが、次の経費について何らあん分の根拠が明示されていない。

- a コピー機リース料が、90パーセントのあん分率で事務費に計上されている。
- b I T利用料が、100パーセントのあん分率で事務費に計上されている。
- c 電話利用料が、100パーセントのあん分率で事務費に計上されている。
- d ファックス利用料が、90パーセントのあん分率で事務費に計上されている。
- e 事務所水道料金が、90パーセントのあん分率で事務所費に計上されている。
- f 携帯電話料金が、90パーセントのあん分率で事務費に計上されている。
- g 事務所補助員の賃金が、90パーセントのあん分率で人件費に計上されている。
- h 事務所ガス料金（2ヶ月に一度の支払）が、90パーセントのあん分率で事務所費に計上されている。
- i 事務所電気料金が、90パーセントのあん分率で事務所費に計上されている。
- j 駐車場賃料が、90パーセントのあん分率で事務所費に計上されている。
- k 事務所し尿汲み取り料が、90パーセントのあん分率で事務所費に計上されている。

(イ) 監査の結果

- a (ア)の a 及び d から k までの結果について

ガイドラインでは、議員が行う活動は様々であり、政務調査活動とその他の活動が渾然一体となっている場合は、整然と峻別することは困難であることから、あん分率は議員自らがその活動内容や実績により算定し、明らかにすることとされている。

また、証拠書類にあん分の根拠を明示することとされているが、記載例においては具体的あん分率を明示することに留めている。

したがって、議員が実態に応じて算定したあん分率を明示していることは、ガイドラインの記載例のとおりの処理であるため、問題はないと判断した。

- b (ア)の b 及び c の結果について

議員に対し、政務調査活動と他の活動とのあん分の考え方を確認したところ、「I T利用料については政務調査活動のみに使用している。電話利用料については、2回線持っていたので他の活動は他回線利用とし、1回線分を事務費に100パーセント計上した。」との回答を得た。

議員がガイドラインに沿って政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められることから、問題はないと判断した。

イ 事務所し尿汲み取り料について

(ア) 請求人の主張要旨

事務所し尿汲み取り料が、出納簿では3,600円（4,000×90パーセント）で計上されているが、収支報告書では「3千円」と異なっている。

(イ) 監査の結果

収支報告書の主な支出の内訳欄は、便宜上千円単位で記載したものと認められ、問題はないと判断した。

ウ 会議への出席について

(ア) 請求人の主張要旨

鳥取県スキー連盟の会長として、全国スキー連盟の会議に出席しているが、スキー連盟はスキーの普及振興と育成強化を図るための団体であり、これが政務調査活動にあたるとは考えられない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、全国スキー連盟の会議出席に係る活動内容について確認したところ、「鳥取県の冬季スポーツ振興のため、政務として活動している。」との回答を得た。政務調査活動と認められ、問題はないと判断した。

エ 会費等について

(ア) 請求人の主張要旨

- a よなご日野郡人会は親睦目的の会と思われる。また、日野郡は自身の選挙区でもあるため、会費は政務調査費として認めるべきではない。
- b 歴代知事と語る会への会費及び宿泊費は、懇親会や政治活動も兼ねているため100パーセント政務調査費で支出する根拠はない。
- c 田村耕太郎君と鳥取県経済の活路を見い出す会の会費は、懇親会や政治活動も兼ねているため政務調査費で支出する根拠はない。

(イ) 監査の結果

a (ア)のaの結果について

議員に対し活動内容について確認したところ、「意見交換・情報収集が主な活動内容であるが、日野郡人会の会報に県議会報告を掲載してもらっている。」との回答を得た。政務調査活動と認められ、問題はないと判断した。

b (ア)のbの結果について

会議の名称、趣旨から判断して、会議に出席し参加者と意見交換を行う等、政務調査活動と認められることから問題はないと判断した。

c (ア)のcの結果について

議員に対し会の活動について確認したところ、「政党活動ではなく、田村参議院議員から鳥取県の経済を活性化させる情報を取得するためこの会に参加した。」との回答を得た。政務調査活動と認められ、問題はないと判断した。

オ 携帯電話利用料について

(ア) 請求人の主張要旨

携帯電話利用料は、携帯電話を使用する必然性がない限り政務調査費として認めるべきではない。

ただし、明確な根拠が示されていれば9分の1は認めることができる。

(イ) 監査の結果

携帯電話の利用が広く普及しているのは周知の事実である。

議員が出向いて調査する機会は多く、政務調査活動に利用することは社会通念上認められる行為であり、出納簿に議員自らが算定したあん分率が記載されており、問題はないと判断した。

カ 県議会報告書印刷代について

(ア) 請求人の主張要旨

県議会報告書印刷代は、内容が議会質問等の報告書であり、選挙及び後援会活動であり、調査結果や成果を報告する目的ではないので政務調査費で支出する根拠はない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費は計上できることとなっており、議会質問を内容としたものであることから問題はないと判断した。

(2) 尾崎薰議員の政務調査費に係る摘要事項

ア 事務費で購入した物品について

(ア) 請求人の主張要旨

事務費で購入した文具、トイレットペーパー等少額な物品についてあん分率100パーセントとなっているが、すべてが政務調査にかかる費用とは到底考えられない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、あん分の考え方を確認したところ、「事務所は英語教室と共有している部分があるため、消耗品については全く別に購入している。レシート、保管場所も別々にしている。政党無所属であり、事務所での政党活動、後援会活動はなく、事務所利用は議員としての政務調査活動の利用である。」との回答を得た。

ガイドラインでは事務用消耗品購入費は計上できることとなっており、問題はないと判断した。

イ 駐車場代について

(ア) 請求人の主張要旨

駐車場代（2台分）があん分率100パーセントで計上されているが、100パーセント政務調査費のための駐車場代はあり得ない。認められるは、1台分の3分の1とすべきである。

(イ) 監査の結果

事務所付随の駐車場について、3台分の借上料のうちの2台分が計上されていることを確認し、議員がガイドラインに沿って政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められることから、問題はないと判断した。

ウ 電話料金について

(ア) 請求人の主張要旨

固定電話料金2台分が両方ともあん分率90パーセントとなっているが、1台分の3分の1とすべきである。

また、携帯電話料金のあん分率が80パーセントとなっているが、携帯電話料金は、使用する必要性がない限り政務調査費として認めるべきでない。

ただし、明確な根拠が示されていれば9分の1は認めることができる。

(イ) 監査の結果

固定電話及び携帯電話の利用については、出納簿に議員自らが実績に基づいて算定したあん分率が記載されている。

また、携帯電話の利用が広く普及しており、政務調査は議員が出向いて調査する機会も多いことから、政務調査活動に利用することは社会通念上認められる行為であり、問題はないと判断した。

エ 広報誌の送料について

(ア) 請求人の主張要旨

広報誌の送料（5月16日、5月19日）について、調査活動報告や議員活動報告が記されているが、内容からこれらの送料を90パーセントのあん分率で計上することは認められない。4月30日の印刷製版機マスター代のあん分率が50パーセントであることからも90パーセントは問題である。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、広報誌を発行する場合には、政務調査活動に係るものとその他の活動に係るもののが含まれるとときは、記事の割合などにより送料等をあん分することとなっている。出納簿には、政務調査費の割合を勘案したあん分率が記載されており、広報誌のあん分率と印刷製版機の使用実態に基づくあん分率とは別のものであることから、問題はないと判断した。

オ 会費等について

(ア) 請求人の主張要旨

a 知事との懇談会の会費は、懇親会や政治活動も兼ねており、100パーセ

ント政務調査費から支出する根拠はない。

- b 鳥の劇場会費及びチケット代は、調査ではなく文化鑑賞であり、認められない。その他、次の経費も政務調査費として認められない。
- (a) 県立博物館入館料
 - (b) ロシア領事館料理長来県懇親会
 - (c) フェルメール展入場料
 - (d) 県総合芸術文化祭チケット代
 - (e) 島根県美術館観覧料

(イ) 監査の結果

- a (ア)のaの結果について

会議の名称、趣旨から判断して、会議に出席し参加者と意見交換を行う等政務調査活動と認められることから問題はないと判断した。

- b (ア)のbの結果について

議員に対し活動内容について確認したところ、「文化振興を通じたまちづくり、人育てを議員活動の一つの柱としている。鳥の劇場は設立当初から注目し、まちづくり、人づくり、文化観光等に大きな役割を果たすと見ており、鳥の劇場の会員となって主催者と意見交換する等情報を得ている。」との回答を得た。

ロシア領事館料理長来県懇親会については、「今後の鳥取の食材の売り込みや食材の利用法、多くのロシア人に鳥取に来てもらうためのアイデアなどについて意見交換した。飲食経費等は計上しておらず、駐車場利用のみ計上している。」との回答を得た。

その他の入館料等の文化鑑賞に係る経費については、「活動を実際に見て、観光との連携等の考察、文化事業に係る改善点の知事要望、常任委員会における提案等をしている。」との回答を得た。

以上のことから、それぞれ政務調査活動と認められ、問題はないと判断した。

(3) 鍵谷純三議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 県外政務調査活動について

(ア) 請求人の主張要旨

県外政務調査活動報告書について、ほとんど訪問先の記載がなされていない。

また、ガイドラインの例示のとおり、調査内容を記載する必要があるのではないか。

(イ) 監査の結果

訪問先の記載については、県外政務調査活動報告書（その他の政務調査活動）には訪問先の名称欄に記載のないものがあるが、調査対象者や調査内容が記載されており、問題はないと判断した。

イ 県内政務調査活動について

(ア) 請求人の主張要旨

a 県内政務調査活動の出張について、調査概要が説明されていないケースがほとんどである。特に、出納簿の支出内容の欄に、調査研究活動の具体的な記載がなされていない。

また、いずれも都市間交通費等早見表（以下「早見表」という。）による経費が充てられており、領収書等の支払証明書の添付がない。これらの経費を政務調査費に充てることには疑問がある。

b 5月の鳥取出張について、旅費が計上されているが、調査研究活動の説明や出張を証明する証拠もなく、また、宿泊証明書にあて名のないものもある。出張のすべての時間を政務調査活動に費やしていたかはどうかは疑問であり、実態に即してあん分すべきである。

c 7月と8月の2月の間に300リットルを超えるガソリンを消費して自家用自動車を利用し、一方で他の公共交通機関を利用した出張を7回（9日間）を行うことは困難ではないか。

また、11月から翌1月までの間にも同様に多くのガソリンを消費している。これらは二重請求ではないか。旅費は早見表により請求しているが、領収書の添付がないものは計上できないようすべきである。

d 7月のガソリン代について、同日に2回も給油しているものがあり、疑問がある。

e ガソリン代の6割を計上するのであれば、自家用自動車を使用した政務調査活動の内容を報告すべきである。

また、あん分率6割の根拠も説明すべきである。

(イ) 監査の結果

a (ア)のa、b及びeの結果について

ガイドラインでは、県内政務調査活動については、活動報告書の提出までは規定していない。公共交通機関を利用した場合は、領収書に代えて活動の概要、利用区間等を記載した書類を議員が作成し、提出できることとなっており、出納簿に所定の記載がされている。

また、早見表により、料金が計上されている理由は、旅費の領収書が取得できなかつたためであることが確認されている。

あん分については、出納簿に記載された支出内容から、政務調査活動を目的としたものであり、政務調査活動としての実態等を勘案して、計上したものと認められる。

また、宿泊証明書の宛名のないものについては、出納簿に記載された説明から、議員本人のものと認められる。

自家用自動車を使用した政務調査活動については、ガイドラインでは燃料費及び自動車の維持経費の合計額の6割を限度として計上できることとなっている。

したがって、これらの政務調査活動について、問題ないと判断した。

b (ア)のcの結果について

議員の自家用自動車による出張については、支払先の領収書はその内訳が記載されたものが添付されている。

また、公共交通機関の利用についても、ガイドラインに沿って早見表により算定された料金、活動概要及び利用区間が出納簿に記載されており、問題はないと判断した。

c (ア)のdの結果について

議員に対し、自家用自動車の利用状況について確認したところ、「給油所を2か所使用しており、同一の車に間違いはない。1台しか保有していない。」との回答を得た。

ガイドラインでは、政務調査活動の対象とする自家用自動車は1台のみ認めており、議員の利用状況に問題はないと判断した。

ウ 事務所賃借料等について

(ア) 請求人の主張要旨

事務所賃借料及び灯油代3月分について、県議会議員の活動には議員活動はもとより選挙活動、後援会活動、政治活動、政務調査活動等様々な活動が含まれており、議員が政務調査活動のみに使用したことを立証しなければ100パーセントは認められない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、活動内容について確認したところ、「議員事務所として市民相談、県民相談に対応している。灯油については、相談者に対応するため使用した。」との回答を得た。議員がガイドラインに沿って政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められ、問題はないと判断した。

エ 県外出張に係る日当について

(ア) 請求人の主張要旨

4月9日の「東京出張旅費」は早見表運賃と日当が計上されているが、政務調査活動は本来公務に該当しないとの定説があり(公務災害にもならない)、日当3,000円分は外されるべきではないか。このほかの県外出張に係る日当についても見直すべきである。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、県外出張において宿泊を伴う場合、1日当たり3,000円の日当を計上できることとなっている。この日当は、報酬としての性格はなく現地活動費(昼食代及び現地交通費)であり、調査の際にこれらの経費は必要なものであることから、問題はないと判断した。

オ 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

4月21日の「人件費(20日間)」の領収書はあて名が記載されてなく、議

員本人あての領収書であるとの確証がない。

また、ガイドラインには「政務調査活動に従事していることを証するため、領収書に勤務日数等を明示すること。」とあるが、当該領収証には勤務日数等の記載がない。

(イ) 監査の結果

領収書のあて名は、平成21年8月に実施した定期監査において、確認を求め、既に修正したものが議会事務局へ提出されている。

また、勤務日数は出納簿に記載されており、確認ができることから問題はないと判断した。

カ 複写機リース料について

(ア) 請求人の主張要旨

複写機リース料が事務費として毎月計上されているが、政務調査活動以外にも利用したと推測されるので、政務調査活動に使った実績に基づいてあん分し計上すべきである。

(イ) 監査の結果

議員に対し、政務調査活動と他の活動とのあん分の考え方について確認したところ、「政務調査活動にのみ使用した。」との回答を得た。

議員が実績に基づいて計上していると認められることから、問題はないと判断した。

キ 携帯電話利用料について

(ア) 請求人の主張要旨

携帯電話利用料は、携帯電話を使用する必然性がない限り政務調査費として認めるべきではない。

ただし、明確な根拠が示されていれば9分の1は認めることができる。

(イ) 監査の結果

携帯電話の利用が広く普及しているのは周知の事実である。

議員が出向いて調査する機会は多く、政務調査活動に利用することは社会通念上認められる行為であり、出納簿に議員自らが算定したあん分率が記載されており、問題ないと判断した。

ク 広報費について

(ア) 請求人の主張要旨

広報費として議会報告印刷費と配布人件費が年3回計上されているが、印刷物の添付がなく確認できない。

また、仮に政務調査活動に関する記事が一部含まれていた場合であっても100パーセント計上することは妥当でない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、印刷した内容について確認したところ、「議会であったことのみ記入しており、議会質問の状況をお知らせしている。配布人件費については、2週間かけて手配りをお願いしている。」との回答を得た。

ガイドラインでは、広報誌を発行する場合には、政務調査活動に係るものとその他の活動に係るものについて、記事の割合などにより印刷費、送料等をあん分することとなっており、議員が実態を勘案して計上したものと認められることから、問題はないと判断した。

(4) 銀杏泰利議員の政務調査費に係る摘要事項

ア 資料購入費・資料作成費について

(ア) 請求人の主張要旨

- a 出納簿の4月分（その1、その2）に記載されている資料購入費について、100パーセント政務調査費に充てることには疑問がある。
- b 全国紙インターネット購読料について、あん分率100パーセントで計上している根拠が不明である。
- c 6月12日に購入した書籍について、執行部に配布した部分は議会活動であり、疑問がある。
- d 2月17日に購入した地図ソフトは100パーセント政務調査活動に利用されるとは信じられない。選挙活動にも使用するはずである。
- e 5月14日の資料コピー代は、議会質問用の資料作成に要したものであり本来の政務調査活動に要したものではなく、認められない。

(イ) 監査の結果

- a (ア)のa及びbの結果について

出納簿の資料購入費に記載されているのは、情報収集インターネット接続経費と書籍の購入費、新聞の購読料である。

ガイドラインでは、資料購入費として情報収集インターネット接続経費、書籍購入費、新聞購読料は計上できることとなっており、議員が政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められることから、問題はないと判断した。

- b (ア)のc及びeの結果について

ガイドラインでは、議員が行う議会活動、審議に必要な資料を作成するために要する経費は計上できることとなっており、問題はないと判断した。

- c (ア)のdの結果について

議員に対し、利用状況について確認したところ、「県民のところへ出向いて県政にかかわる様々な意見聴取、苦情・要望受付、情報提供のために利用している。また、政務調査の現場確認にも使っている。公共施設等の現状把握・改善の打合せ・要望については、地図が資料として必要である。なお、後援会活動は行っておらず、所属する党の県本部事務所にも地図があり、政党活動・選挙活動のために購入した地図を使用することはない。」

との回答を得た。

この内容から、議員が実態を勘案して計上したものと認められ、問題はないと判断した。

イ 駐車料金等について

(ア) 請求人の主張要旨

- a 4月9日をはじめとして、これ以外の日の駐車料金についても調査研究目的が明記されていないものに政務調査費を充てることには疑問がある。
- b 5月23日のタクシ一代は、調査研究活動に係るものとの根拠が示されていない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、県外及び国外の政務調査活動については活動報告書の提出を求めているが、県内政務調査活動については活動報告書の提出は規定していない。

出納簿の説明のほかに、領収書には区間や料金、活動内容は調査研究費であることが記載されており、問題はないと判断した。

ウ 事務用品購入代について

(ア) 請求人の主張要旨

- a 4月9日に購入した事務用品の内容が不明であり、政務調査費に充てることは許されない。他の日に購入したものも同様である。
また、必要であるとしても、政務調査費とは関係のない活動にも利用されるのであれば、使用実績に基づくあん分をすべきである。
- b 7月4日のコピートナ一代について、コピー機は通常の議員活動や後援会活動にも利用するはずであり、100パーセントの計上は疑問がある。
- c 7月2日の事務用品購入は、政務調査活動以外にも使用することが考えられ、100パーセントの計上は疑問がある。

(イ) 監査の結果

議員に対し、事務用品の内容やあん分の考え方を確認したところ、「購入した事務用品は、コピー用紙、クリアファイル、封筒類、製本テープ、ノート類、筆記用具、マーカー類、バインダー、ファイル類である。あん分しない理由は、政務調査活動に使用する目的で購入したもののみ領収書をもらい計上しているからである。政党活動・選挙活動に使用する分は所属する党の県本部事務所のものを利用し、後援会活動やその他の活動はしておらず、計上したものは政務調査活動に限って使用している。」との回答を得た。

ガイドラインに沿って出納簿に記載され、領収書も添付されており、議員が政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められることから、問題はないと判断した。

エ 県外出張に係る日当について

(ア) 請求人の主張要旨

4月11日の県外出張の日当については、政務調査活動が公務でないことから、鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）第7条第1項に該当せず、対象外ではないか。これ以降の県外出張における日当についても同様に疑問がある。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、県外出張において宿泊を伴う場合、1日当たり3,000円の日当を計上できることとなっている。

この日当は、報酬としての性格はなく現地活動費（昼食代及び現地交通費）であり、調査の際にこれらの経費は必要なものであることから、問題ないと判断した。

オ パソコンセットリース料について

(ア) 請求人の主張要旨

パソコンセットリース料が毎月計上してあるが常識的に考えて高すぎるのではないか。

また、あん分率90パーセントの根拠も不明であり疑問がある。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、あん分率は議員自らがその活動内容や実績により算定し、明らかにすることとされており、出納簿及び添付資料に内容の説明が記載され、領収書も添付されていることから、問題ないと判断した。

カ 会費・研修費等について

(ア) 請求人の主張要旨

a 6月16日、12月10日の知事との意見交換会の経費について、意見交換の場においても、議会活動や政党活動、さらには懇親の色彩が濃い部分も混在したはずであり、100パーセント政務調査活動とするには疑問がある。

b 7月19日の「竹内いさおを囲む会」講演聴講は、竹内鳥取市長の後援会パーティーへの参加であり、単なる政治活動であり、政務調査費を充てるべきでない。駐車料金も該当しない。

c 1月25日の「田村耕太郎君と鳥取県経済の活路を見い出す会」、2月7日の「赤沢りょうせい新春の集い」、3月1日の「石破しげると平成21年を語る集い」の参加費がそれぞれ計上されている。国会議員の政治活動の一環として行われたものと推定され、すべてを政務調査活動として政務調査費を充てることには疑問がある。

2月4日の交通費、3月1日の駐車料金も同様である。

d 2月16日の日本海政経懇話会年会費が研修費に計上されているが、研修実績を示し、政務調査活動に100パーセント計上した根拠を示すべきである。

(イ) 監査の結果

- a (ア)の a 及び b の結果について

会議の名称、趣旨から判断して、会議に出席し参加者と意見交換を行う等、政務調査活動と認められることから、問題はないと判断した。
- b (ア)の c の結果について

議員に対し、政務調査活動としての考え方を確認したところ、「田村耕太郎君と鳥取県経済の活路を見い出す会については、国の道路建設をはじめとする公共事業の動向やその箇所付けを調査するため、田村国土交通委員長の講演会へ参加し、この内容を参考にして鳥取県知事へ高速道路網の早期建設を国へ強力に働きかけるよう要望し、国土交通大臣へ陳情を行った。赤沢りょうせい新春の集いについては、衆参国議員、大臣、鳥取県の代表、鳥取県中部の首長、経済団体の代表などが参加され、経済や国の動向について意見交換や要望・提案を受ける絶好の機会であったので参加した。特に今後の鳥取県の道路網整備、各種経済対策、定額給付金、雇用対策などについて意見交換を行い、その成果は2月議会の一般質問で取り上げ、また、国土交通大臣へ陳情した際には現場の声として紹介した。石破しげると平成21年を語る集いについては、石破農林水産大臣に政治課題となっていた減反政策などの農業問題・林業問題について直接意見・要望を行う絶好の機会であり、その他国議員、鳥取県の代表、鳥取県東部の首長、経済団体の代表などから減反政策や農地法の改正などについて意見交換や要望・提案を受ける機会であったので参加した。石破大臣とは、就農支援、減反問題、高齢者零細農家の保護、林業の境界確定問題などについて意見交換を行い、その成果は2月議会の一般質問や鳥取県知事への要望で取り上げた。」との回答を得た。

この内容から、議員が実態を勘案して計上したものと認められ、問題はないと判断した。
- c (ア)の d の結果について

ガイドラインでは、国、県、市町村、団体等が主催する研修会、勉強会、講演会等への参加に要する経費は、計上できることとなっている。

当活動については、地元新聞社が主催したセミナーであることが確認されており、問題はないと判断した。

キ あん分率の設定について

(ア) 請求人の主張要旨

- a 3月21日の事務用ソフト購入費、議会記録媒体購入費、3月23日の事務ソフト（電話帳ソフト）購入費について、あん分率の根拠が示されていない。
- b 出納簿に添付された「政務調査費（平成20年度）あん分率の設定」には、あん分率設定理由が、「別の仕事に就いていない」となっているが、あん分率は政務調査活動の支出根拠に基づいて設定しなければならないはずで

あり、根拠にはならない。

また、車検及び整備費用は財産形成になり、自動車税・車検代及び保険料は認められない。

c パソコン関連品（事務ソフト含む。）のあん分率設定理由が「個人・後援会用は、別に所有しているのでほとんど政務調査用である。」とあるが、実績をもとにしてあん分しなければ根拠にはならない。特に事務ソフトは、他のパソコンにも利用できるため、「別に所有している」では根拠にはならない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、議員が行う活動は様々であり、政務調査活動とその他の活動が渾然一体となっている場合は、整然と峻別することは困難であることから、あん分率は議員自らがその活動内容や実績により算定し、明らかにすることとされている。また、出納簿等にあん分の根拠を明示することとされているが、記載例においては具体的なあん分率を明示することに留めている。

したがって、議員が実態に応じて算定したあん分率を明示していることは、ガイドラインの記載例のとおりの処理であるため、問題はないと判断する。

また、自家用自動車を使用した政務調査活動については、ガイドラインでは使用する自動車1台に限り、対象年度の車検費用等の維持経費の合計額の6割を限度として計上できることとなっており、問題はないと判断した。

(5) 藤井省三議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 県外調査に伴う旅費について

(ア) 請求人の主張要旨

- a すべてについて調査内容が不明である。
- b 調査月日と旅費領収書月日が相違している。
- c 3月31日に5件の旅費の支払処理が集中している。
- d すべての領収書の筆跡が同一人と思われる。
- e 旅費金額の算定が不明である。
- f 活動報告書に記載されている調査先、調査テーマから判断すると、医療法人の理事長としての調査活動と思われるため、目的外使用である。

(イ) 監査の結果

a (ア)のaの結果について

県外政務調査活動報告書に調査対象者が記載されていないが、政務調査活動の内容は記載されており、問題はないと判断した。

b (ア)のbの結果について

調査日と支払時期との相違については、会計処理上旅行会社へ事後支払していることが確認されており、問題はないと判断した。

c (ア)のcの結果について

旅行会社へ支払が集中しているのは、会計処理によるものであり、問題はないと判断した。

d (ア)の d の結果について

領収書の筆跡を確認したが、すべてが同一の筆跡ではなく、問題はないと判断した。

なお、事務補助の職員が、領収書の内容を補足するため追記している部分については、同じ筆跡と思われる。

e (ア)の e の結果について

領収書に記載されたただし書及び付記された内容から、飛行機代と判断されるため、問題はないと判断した。

f (ア)の f の結果について

議員の政務調査活動は広範囲に及ぶものであり、問題はないと判断した。

イ 自動車の燃料費について

(ア) 請求人の主張要旨

a あん分率が判例と比較して高い。

b 燃料購入が月ごとに一括した領収書が発行されており、6月分を年2回にまとめて処理している。

(イ) 監査の結果

a (ア)の a の結果について

ガイドラインでは、燃料費等の合計額の6割を限度として計上できることとなっており、その範囲内となっている。

また、あん分の割合は、出納簿等に議員自らが算定したあん分率が記載されており、問題はないと判断した。

b (ア)の b の結果について

支払をまとめて行っていることについては、会計処理によるものであり、問題はないと判断した。

ウ 書籍の購入について

(ア) 請求人の主張要旨

a 購入レシートではなく市販の領収書のため購入書籍名が不明であり、政務調査費の対象になるかどうか判断できない。

b 8月8日購入の書籍は、趣味の書籍ではないか。

また、1月14日、2月12日購入の書籍の一部は、医療法人の理事長としての用途又は個人的な用途ではないか。

(イ) 監査の結果

a (ア)の a の結果について

ガイドラインでは、調査研究のために必要な図書、資料等の購入は計上できることとなっており、ガイドラインに沿って出納簿の記載や証拠書類として領収書が添付されている。

また、個々に購入書籍名、購入目的等の記載までは規定していないことから、問題はないと判断した。

b (ア)のbの結果について

ガイドラインでは、書籍等の購入について、購入目的の記載までは規定していない。

また、議員の政務調査活動は広範囲に及ぶものであり、問題はないと判断した。

エ 新聞の購入について

(ア) 請求人の主張要旨

新聞の購読は議員の職業が医療法人の理事長であることを勘案すると、医療に従事する者として購入した側面が強いと考えられ、個人的な支出である。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、資料購入費として新聞の購読料は計上できることとなっており、問題はないと判断した。

オ コピー機リース料について

(ア) 請求人の主張要旨

コピー機リース料について、リース契約書が不明のため、リース料のみなのかカウンター料込みなのか判断できない。リース料としては高額すぎる。あん分の根拠もなく、政務調査活動に使用した根拠も示されていない。

また、使用料の明細がない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、コピー機の利用状況について確認したところ、「コピー機は、後援会活動等私的活動に関するものには利用していない。私的活動に関するものは1階事務所の他のコピー機を使用している。政務調査活動として利用しているのは県政にかかわるもの、一般質問・代表質問に関して調査研究に必要な資料等である。」との回答を得た。

議員がガイドラインに沿って政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められることから、問題はないと判断した。

なお、ガイドラインでは、リース契約に係る契約書の写しの提出は規定していない。

カ 事務用品について

(ア) 請求人の主張要旨

事務用品（5月8日OA付属品、9月12日OA機器、10月14日事務用品）について、購入明細がなく、政務調査活動に使用した根拠も示されていない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、購入した事務用品の使用状況について確認したところ、「事務用品は、政務調査活動にかかわるコピー機の用紙及びパソコン関係の付属品等の購入である。他にも政務調査活動に必要な事務用品等を購入している。」との回答を得た。

ガイドラインでは、事務用品の購入明細の記載までは規定してなく、議員が政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められることから、問題はないと判断した。

キ インターネット使用料について

(ア) 請求人の主張要旨

インターネット使用料について、議会活動とあん分しないで全額政務調査費に計上されている。

(イ) 監査の結果

議員に対し、インターネットの使用状況について確認したところ、「パソコンは複数機所有しており、政務調査活動と他の活動に係るものを分けて使用しており、政務調査活動に使用したパソコンについて経費を計上している。他のパソコンの使用料は別途個人で支払っており、あん分はしていない。」との回答を得た。

議員が政務調査活動の実態を勘案して計上したものと認められ、問題はないと判断した。

ク 人件費について

(ア) 請求人の主張要旨

業務委託に伴う人件費について、補助業務活動記録及び補助業務就労記録がなく、法人の就労記録では、政務調査活動に就労した実績が不明である。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、調査研究を補助する職員の雇用に要する経費は認めており、政務調査活動に従事していることを証するため、領収書に勤務日数等を明示することとなっている。

証拠書類として添付されている事務委託契約書及び勤務個人表により、ガイドラインで規定する要件は満たしていると認められ、問題はないと判断した。

(6) 前田宏議員の政務調査費に係る摘要事項

ア 会費等について

(ア) 請求人の主張要旨

a 次の活動は、報告書がなく表題から判断すると通常の議員活動となり、議員報酬で対応すべきである。

(a) 新年度県政課題を検討する会会費及び交通費

(b) 青少年健全育成伯耆三十三所観音靈場巡拝関係者米子市尾高交流会旅費及び宿泊費

(c) 大岩敬老会員との懇談会負担金

(d) 建設業関係者と今後の公共事業についての研修交通費

(e) 鳥取県緑化推進委員会会費

- (f) オリンピック選手、山本隆弘選手を励ます会への支出
 - (g) 9月定例会の結果検討会及び交通費
 - (h) 青少年健全育成鳥取県民会議会費
- b 出納簿に記載されている「調査研究に伴う交通費」は、調査内容が不明のため、目的外使用である。
- c 次の活動は、会の内容が不明のため通常の議員活動となり、議員報酬で対応すべきである。
- (a) 岩美高校創立60周年を語る会の交通費
 - (b) N P O とつり希望化計画21の会費
- d 赤沢氏の政策を聞く会、励ます会会費は、同一政党の議員であり、政務調査活動とは認められず、議員報酬で対応すべきである。
- e 次の議員連盟の活動は通常の議員活動であり、議員報酬で対応すべきである。
- (a) ブラジル鳥取友好議員連盟費
 - (b) 鳥取スポーツ振興議員連盟費

(イ) 監査の結果

- a (ア)の a の結果について

ガイドラインでは、個人的資格要件で加入している団体や親睦を目的とする会合の会費、意見交換を伴わない会合の会費等は対象には認めていない。

このため、①鳥取県緑化推進委員会と②オリンピック選手、山本隆弘選手を励ます会については、議員に対し、政務調査活動の内容について確認を行い、「地球環境の大切さは言うまでもなく、①の会に参画して出版物の提供を受け、緑化推進について県政に必要な情報を取得している。②については、青少年の健全育成は県政の主要な柱であり、スポーツの分野で一流と言われる選手の努力の実情や強い精神力の養い方、チームのメンバーとの協力関係の重要性等について話を聞き、青少年教育の中に活かしていく。」との回答を得た。

この回答から、政務調査活動と認められ、問題はないと判断した。

また、その他の会費等については、会議の名称、趣旨から判断して、会議に出席し参加者と意見交換を行う等、政務調査活動と認められることから、問題はないと判断した。

- b (ア)の b の結果について

議員に対し、交通費の内容について確認したところ、「知事等との環日本海航路の実現に向けての意見交換会を鳥取市内で行ったものである。」との回答を得た。

ガイドラインでは、県内政務調査活動については活動報告書の提出は規定していない。出納簿の記載や領収書の添付があることから、問題はないと判断した。

c (ア)のcの結果について

岩美高校創立60周年を語る会については、会の名称、趣旨から判断して、会に出席し参加者と意見交換を行う等、政務調査活動と認められ、問題はないと判断した。

NPOとつと希望化計画21については、会の内容について議員に確認したところ、「当該NPOから活動計画、特に台湾との国際交流についての資料などの提供を受け、情報取得している。」との回答を得た。

この回答から、政務調査活動と認められ、問題はないと判断した。

d (ア)のdの結果について

議員に対し、赤沢氏の政策を聞く会の内容について確認したところ、「国会議員の政策を聞くことは重要と考えている。財源の少ない鳥取県としては、特に国の考え方などを国会議員から聞くことは大切である。自民党、民主党等の政党には関係なく、国会議員からできるだけ情報を取得し、県政に活かすこととしている。」との回答を得た。

この回答から、政務調査活動と認められ、問題はないと判断した。

e (ア)のeの結果について

ガイドラインでは、議員連盟による県政関係調査活動への参加に要する経費を計上できることとなっており、調査報告書も添付されていることから、問題はないと判断した。

イ 自動車の維持管理費用について

(ア) 請求人の主張要旨

a 自家用自動車の自動車税、自動車保険料は、車両の維持管理に必要となる費用に過ぎず、その車両が調査研究の手段として使用されるものであるとしても、車両の維持管理は調査研究に伴う事務ではない。

したがって、政務調査活動とは認められない。

b ガソリン代金が計上されているが、タイヤ組換え料金が含まれており、これは目的外使用である。

また、ガソリン代はあん分率4分の1が計上されるべきである。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、自家用自動車を使用した政務調査活動については、対象年度の燃料費及び小修理、車検費用などの自動車の維持経費の合計額の6割を限度として計上できることとなっている。

自動車税、自動車保険料、タイヤ組換え料もこの範疇と認められることから、問題はないと判断した。

ウ 議会事務局職員の経費の計上について

(ア) 請求人の主張要旨

会派自由民主政務調査における事務局1人分経費5,255円が計上されているが、本来議会事務局で対応すべきである。

(イ) 監査の結果

事務局1人分の経費5,255円は収支報告書に計上されていないことを確認し、問題はないと判断した。

エ 研修費について

(ア) 請求人の主張要旨

日本海政経懇話会会費は、表題から判断すると政務調査活動とは認められず、議員報酬で対応すべきである。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、国、県、市町村、団体等が主催する研修会、勉強会、講演会等への参加に要する経費は計上できることとなっている。

当活動については、地元新聞社が主催したセミナーであることを確認しており、研修会と認められることから、問題はないと判断した。

オ 書籍等の購入について

(ア) 請求人の主張要旨

- a 新聞の購入は、実績等を考慮の上、経費をあん分すべきである。
- b 新聞の購入について、その一部は特定の宗教団体の機関紙であり、直接には調査研究に該当せず目的外使用である。
- c 鳥取県職員名簿の購入は、議員活動に必要であり、直接には調査研究には該当せず目的外使用である。
- d 口と足で描く芸術家協会資料代は、個人の趣味で調査研究には該当せず目的外使用である。
- e 地図帳購入費は、直接購入しなくても議会事務局及び県立図書館での閲覧が可能であるため目的外使用である。
- f 出版物代11,340円は、調査目的が不明であり、必要とするのであれば議員報酬で対応すべきである。
- g 雑誌購入費は、雑誌名が不明であるが、レシートから一般の大衆向け雑誌と思われ、目的外使用である。

(イ) 監査の結果

a (ア)のa及びbの結果について

ガイドラインでは、資料購入費として新聞購読料は計上できることとなっている。出納簿に計上された経費は、議員が政務調査活動の利用実態を勘案して計上したものと認められ、問題はないと判断した。

b (ア)のc、d、f及びgの結果について

ガイドラインでは、調査研究のために必要な図書、資料等の購入は計上できることとなっており、ガイドラインに沿って出納簿の記載がなされ、証拠書類として領収書が添付されている。

また、ガイドラインでは、個々に購入書籍名、購入目的等の記載までは規定していないことから、問題はないと判断した。

c (ア)のeの結果について

議員に対し、使用目的等について確認したところ、「政策提言をするためには、日本の中の鳥取県の位置づけ、例えば人口問題、移住、定住を考える場合など、地図帳の活用は大きな意味がある。」との回答を得た。

この回答から、議員が行う調査研究に必要なものと認められ、問題はないと判断した。

カ 広報費について

(ア) 請求人の主張要旨

- a 写真代、広報文印刷代はその内容が不明のため調査活動に要したとする根拠に乏しく、認められない。
- b 政策意見提言募集（はがき）は、その内容も配布範囲、配布方法も不明であり、調査用紙とは言えず議員の議会報告である。また、調査結果も不明であり調査活動に要したとする根拠に乏しく、計上されたはがきの購入代、印刷代、筆耕代は認められない。
- c 携帯電話代は、調査活動専用として使用されているが、調査活動のために原則必要なものではない。証拠書類で実績と根拠があればあん分率9分の1以内とすべきである。固定電話代は、判例によるとあん分率9分の1以内が妥当である。

(イ) 監査の結果

a (ア)のaの結果について

議員に対し、内容について確認したところ、工事の進捗状況、山陰海岸ジオパークに関連した浦富海岸の時季の状況等各種現場写真を撮影し、県の事業推進に意見している。」との回答を得た。

ガイドラインに沿って出納簿の記載や証拠書類として領収書が添付されており、問題はないと判断した。

b (ア)のbの結果について

議員に対し、内容について確認したところ、「政策提言を行うため県民の意見を聞くことは重要である。山陰海岸ジオパークは、鳥取県にとって大きな柱であり、浦富海岸の地域代表として岩美町全戸にジオパークの機運を盛り上げるため何が必要か意見を聞いたものである。」との回答を得た。

ガイドラインでは、調査方法の記載や印刷物の提出は規定しておらず、出納簿の記載や証拠書類として領収書が添付されており、問題はないと判断した。

c (ア)のcの結果について

議員に対し、携帯電話の利用状況について確認したところ、「携帯電話は政務調査活動以外は使用しないこととしている。私用で携帯の持ち歩きはしていない。」との回答を得た。

ガイドラインでは、事務費として電話の利用料は計上できることとなつ

ている。

また、携帯電話の利用が広く普及しているのは周知の事実である。

議員が出向いて調査する機会は多く、政務調査活動に利用することは社会通念上認められる行為であり、出納簿に議員自らが算定したあん分率が記載されており、問題はないと判断した。

2 6名の議員以外の議員への再調査

本件請求を受け、6名の議員について、再度監査を実施することとし、収支報告書や証拠書類の調査を行うとともに、法第199条第8項の規定に基づき文書照会による調査を行った。

その結果、6名の議員について不適正と認められる事項はなく、また、6名の議員以外の議員へ確認が必要と認められる事項もなかった。

したがって、他の議員への再調査を行う必要性はないと判断した。

第7 政務調査費の定期監査の結果

7月から8月に実施した定期監査は、全議員について、次の項目の確認等を重点的に行なった。

- ・提出された証拠書類について、出納簿と領収書の写しとの不合
- ・議会事務局の保有している旅費請求書と政務調査費の支出との整合
- ・支出について使途が適正であるかどうかの確認

この定期監査の結果に基づき政務調査費の返還を要する議員は、使途等が不適正な政務調査費の存在が認められた議員のうち、鳥取県議会議長に提出した収支報告書に記載された政務調査費を充てた支出の総額から監査委員が認めた使途等が不適正な政務調査費の額を減じた額（監査委員が確認した収支報告書に記載すべきと考えられる額）が、県から交付された政務調査費の額を下回ることとなる4名であり、返還を要する政務調査費の額は、当該下回ることとなる額64,679円であると判断した。

返還を要する不適正な使途等の内容及び内訳の概要は、次の表のとおりである。

〔定期監査における返還を要する不適正な使途等の内訳〕

(単位：人、件、円)

区分	議員数	件数	金額
ア 対象外経費の計上	1	1	1,000
イ あん分率の誤り	2	2	61,236
ウ 経費の二重計上	1	1	2,200
エ 記載誤り	1	1	243
合計	4	5	64,679

注 議員数の合計欄の数は延べ人数であり、対象外経費の計上とあん分率の誤りに同一議員のものがある。

この収支報告書の結果については、既に平成21年11月9日付けで、監査委員から鳥取県議会議長あてに報告書が提出され、既に不適正な使途等に係る経費の返還措置がとられるとともに、代表監査委員から鳥取県議会事務局長へ適正な措置を行うよう通知している。

第8 意見

本件監査の結果は以上のとおりであるが、政務調査費の運用について以下のとおり意見を付す。

地方分権の推進を目指した地方分権一括法が平成12年4月に施行され、地方公共団体の自己決定権や自己責任の範囲が拡大したことに伴い、地方議会の機能や役割がさらに大きくなっている。

議員の活動は、本会議や委員会などの会議に出席し、議案の審議などを行う議会活動だけではなく、住民の代表として住民意思を把握するとともに、地方自治体の事務に関し調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくことも、重要な役割となっている。また、住民の負託に応えるためにも、調査研究活動により資質を高め、政策立案能力の向上を図ることが必要である。

本県では、法の一部改正に伴い、平成13年4月から鳥取県政務調査費交付条例を施行し、各議員が行う調査研究活動が円滑に行われるよう政務調査費の交付に関し必要な事項を定め、交付を行っている。

議員の行う活動は、政務調査活動に加えて議会活動、政党活動、後援会活動等が渾然一体となっており、これらの活動を整然と峻別することが困難な場合も多い。

このため、平成19年4月に、政務調査費の使途のより一層の透明性の確保を図るための指針としてガイドラインを制定し、逐次見直しが行われているところである。

このような状況の中で、県民の行政参画により議会や議員活動に対する期待や関心も高まるとともに、政務調査費に対する開示請求や訴訟なども増加している。

その内容は、政務調査活動そのものの内容がわかりにくい、若しくは明らかでないとするもの、あるいはその支出の根拠を問題としているものなどである。

このような情勢から、本県の政務調査費の執行についても、今後、益々県民へ説明責任を果たすことが求められていると受け止め、政務調査費の内容や使途を更に県民へわかりやすくしていく必要がある。

については、県民の信頼に応え、説明責任を果たすためにも、政務調査活動の内容をより明らかにし、それに伴う支出とそれ以外のものを明確化するよう、現行のガイドラインを見直されたい。

鳥取県職員措置請求書



2009年10月15日

鳥取県監査委員 殿

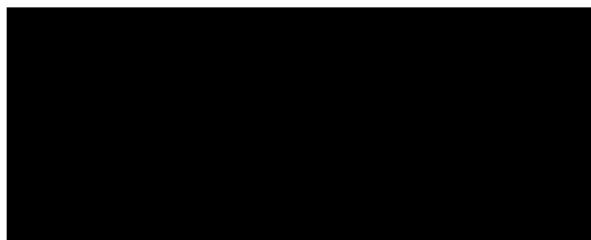
請求人（請求人代表者）

住所

氏名

職業

送達場所及び連絡先



請求人

住所

氏名

職業

請求人

住所

氏名

職業

第1 請求の要旨

1 市民オンブズ鳥取が公文書開示請求で入手した無作為に選んだ6名の県会議員の「平成20年度政務調査費収支報告書及び添付書類」を調査したところ、政務調査費の使途として不適正、または適正な使途として疑問なものがある。

これらの詳細は別紙の通り、各人について記載している通りである。

6名の議員は、政務調査費の使途として不適正なものについては、県に返還する義務がある。

2 なお、上記政務調査費の支出は、本監査請求より1年以上前に行なわれたものもあるが、いずれも県民が客観的に知りえなかったものであり、以下の通り、本監査請求が上記行為後1年を経過してなされたことには正当な理由がある。

すなわち、請求人らが、政務調査費の収支報告書を取得可能となったのは、同報告書が閲覧可能となった2009年7月1日である。なお、添付書類については、当方の7月1日付で公文書開示請求に対し、決定が出たのは、8月6日のことであるので、入手可能となったのは、最短でも8月上旬である。

3 よって、監査委員に対し、以下の通り求める。

記

(1) 6名（藤井省三県議会議員、内田博長県議会議員、鍵谷純三県議会議員、前田宏県議会議員、尾崎薰県議会議員、銀杏泰利県議会議員）をはじめとして、全県議会議員について、再度、政務調査費の使途の調査（鳥取県政務調査費交付条例施行規則に定める使途基準に合っているのかについての調査も含む）、収支報告書の写しと及び証拠書類の写しとの突合などを行ない、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。

(2) 上記6名以外の議員についても、不当な支出について、これを是正させる措置を取ること。

上記の通り、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、必要な措置を請求する。

なお、2008年7月1日、市民オンブズ鳥取（米子市東町410番地所在、代表高橋敬幸）は、県議会議員から無作為に抽出した6名の「平成20年度政務調査費収支報告書の添付書類（活動報告書、領収書、視察報告書等）」について公文書公開請求し、2008年8月6日付公文書部分開示決定により、8月11日到達の郵便で同文書の開示（郵送）を受けている。

第2 添付書類

内田博長議員の政務調査費について

取得が容易な領収書も添付されており、1点（し尿くみ取り料の出納簿と報告書との金額の違い）に間違いがあるが、それ以外の集計上の問題はないと思える。しかし、以下の点を指摘する。

1. コピー機リース料が月額 11,340 円のうち 90%の按分率で事務所費に計上されている。
2. IT 利用料（恐らく中海 TV のインターネット利用料）3,330 円が 100%の按分率で事務所に計上されている。
3. NTT コミュニケーションズの電話利用料が 100%の按分率で事務所費に計上されている。
4. ファックス利用料が 90%の按分率で事務所費に計上されている。
5. 事務所水道料金が 90%の按分率で事務所費に計上されている。
6. NTT ドコモ携帯電話料金が 90%の按分率で事務所費に計上されている。
7. 事務所補助員の賃金が 90%の按分率で人件費に計上されている。
8. 事務所ガス料金（2ヶ月に一度の支払い）が 90%の按分率で事務所費に計上されている。
9. 事務所電気料金が 90%の按分率で事務所費に計上されている。
10. 駐車場賃料が 90%の按分率で事務所費に計上されている。
11. 事務所し尿汲み取り料が出納簿では 11 月 21 日に 4,000 円 × 90% の按分率で計上されているが、報告書では 3,000 円となっていて異なる（領収書では 4,000 円となっている）

上記 1～11 の按分率についてはガイドラインに具体的な数値は記されてはいないが「実績等を考慮し、証拠書類に按分の根拠を明示」とあることで、当然ながらその按分率には県民に説明できるだけの根拠が必要であるが、これらの按分について何ら根拠が明示されていない。県議会議員の活動には議員活動はもとより選挙活動・後援会活動・政治活動・政務調査活動等様々であり、その上に私的な活動もある。事務所家賃については、議員と賃貸人との関係やどれくらいの割合で政務調査に使用しているかで違ってくるが、事務所家賃の 1/2 以上を認めた判例はない。パソコンリース料（コピー機リース料も同等と考える）については 1/3～1/4、駐車場代約 1/3、携帯電話使用料金 1/9、人件費 1/2、広報費は調査された内容が記載されているかどうかで判断という判例がある。また、自動車税・車検代及び保険料は政務調査費として認めないという判例がある。私的な活動を含めた全ての活動のうち 90% が調査にあたるとは到底考えられず、過去の判例からみても、これらが本当に高率である 90% に足るだけの具体的な根拠がない限り 90% の按分率は認められるべきではなく、上記の按分率が異常に高いことは、それ相応の根拠を明示する責任がある。（判例については「政務調査費ハンドブック」廣瀬和彦著より）

内田博長県議会議員は鳥取県スキー連盟の会長として、全国スキー連盟の会議に出席してい

るが、スキー連盟はスキーの普及振興と育成強化を図るための団体であり、これが鳥取県政のための調査活動費にあたるとは考えられない。(ちなみに 2009 年 3 月に発行した内田博長県議会議員の県議会報告の中にはスキー関係の記述は見あたらない)

よなご日野郡人会は、日野郡に在住あるいは関わりのある方の親睦目的の会であると思われる。また、日野郡は自身の選挙区でもあり、会費（5,000 円）は政務調査費として認めるべきではない。

携帯電話利用料は携帯電話を使用する必然性がない限り政務調査費として認めるべきではない。ただし、“その実績を考慮し、証拠書類に相当の按分の根拠”を示しているのであれば 1/9 を按分とし、政務調査費として認めることができると考える(H19年 12月 26 日大阪高裁判決)。H19 年 4 月 26 仙台高裁判決、H19 年 12 月 20 日仙台高裁判決は携帯電話利用料を政務調査費から支出することは認めなかった。

3 月 31 日に県議会報告書印刷代として 196,000 円支払われ、その報告書が添付されているが、内容は本人の議会質問等の報告書であり、選挙及び後援会活動であり、何ら調査結果や成果を報告する目的でもないものであり、政務調査費として支出する根拠は全くない。

11 月 4 日の開催された歴代知事と語る会への会費（10,000 円）・宿泊費（7566 円）は懇親会や政治活動も兼ねており、100% 政務調査費から支出する根拠はない。

21 年 1 月 25 日の田村耕太郎君と鳥取県経済の活路を見い出す会の会費は同党派の国會議員の関係する会で、懇親会や政治活動も兼ねており、政務調査費から支出する根拠はない。

尾崎薰議員の政務調査費について

集計上の問題はないと思えるが、以下の点について問題を指摘する。

1. 事務費等で購入された文具・トイレットペーパー・ティッシュ・電池・切手等、少額な物品について、按分率 100% で計上されている。これら全てが調査にかかる費用とは到底考えられない。県議会や監査委員会は県議会議員の事務所のトイレットペーパー代が鳥取県民の税金から支払われていることを、県民に広報できるのか。
2. 駐車場（しかも 2 台分）を全て事務所費で計上しているが、私的な用途・選挙活動・後援会活動・政務調査活動等ある中で 100% 政務調査費の為の駐車場代というのにはあり得ないもので、認められるのは 1 台分の 1/3 とするべきである。
3. 固定電話料金を 9 割の按分、携帯電話利用料金を 8 割の按分としているのは問題である。携帯電話利用料は携帯電話を使用する必然性がない限り政務調査費として認めるべきではない。ただし、“その実績を考慮し、証拠書類に相当の按分の根拠”を示しているのであれば 1/9 を按分とし、政務調査費として認めることができると考える（H19 年 12 月 26 日大阪高裁判決）。H19 年 4 月 26 仙台高裁判決、H19 年 12 月 20 日仙台高裁判決は携帯電話利用料を政務調査費から支出することは認めなかった。
特に固定電話については二台分で一つの領収書は尾崎薰事務所名、もう一つの領収書は尾崎薰名である。恐らくは自宅の電話も政務調査にて使用するという理由で計上されているのであろうが、それでも両方ともが 90% の按分というのを考えられない。議員であろうがなからうが自宅の電話は使用すると思われるのに 2 台とも 90% の按分というのには非常識であり、一台の 1/3 とするべきであると考える（H19 年 12 月 26 日大阪高裁判決）。
4. 5 月 16 日、きつつき news の送料 294,376 円（ハガキ 5,947 通・按分 90%）、5 月 19 日に、きつつき news の送料 69,512 円（按分 90%）計上されている。内容については調査活動報告や議員活動報告が記されているが、その内容からこれらの送料を 9 割の按分率で計上すること認められない。また、印刷製版機マスター代（4 月 30 日）はきつつき NEWS のものだと思われるが、これは 5 割の按分率であることからも、これらの 90% の按分率については問題である。
5. 6 月 16 日の知事との懇談会（8,000 円）は懇親会や政治活動も兼ねており、100% 政務調査費から支出する根拠はない。

上記1～5の按分率についてはガイドラインに具体的な数値は記されてはいないが「実績等を考慮し、証拠書類に按分の根拠を明示」とあることで、当然ながらその按分率には県民に説明できるだけの根拠が必要であるが、これらの按分について何ら根拠が明示されていない。県議会議員の活動には議員活動はもとより選挙活動・後援会活動・政治活動・政務調査活動等様々であり、その上に私的な活動もある。事務所家賃については、議員と賃貸人との関係やどれくらいの割合で政務調査に使用しているかで違ってくるが、事務所家賃の1/2以上を認めた判例はない。パソコンリース料（コピー機リース料も同等と考える）についても1/3～1/4、駐車場代1/3、携帯電話使用料金1/9、人件費1/2、広報費は調査された内容が記載されているどうかで判断という判例がある。また、自動車税・車検代及び保険料は政務調査費として認めないという判例がある。私的な活動を含めた全ての活動のうち90%が調査にあたるとは到底考えられず、過去の判例からみても、これらが本当に高率である90%に足だけの具体的な根拠がない限り90%の按分率は認められるべきではなく、上記の按分率が異常に高いことは、それ相応の根拠を明示する責任がある。（判例については「政務調査費ハンドブック」廣瀬和彦著より）

6. 鳥の劇場会費(5,120円)及びチケット代は、調査ではなく文化鑑賞であり、政務調査とは言えない。議員の資質を磨くために文化鑑賞は必要だと思うが、調査ではないので、自費で会費を支払い、自費で鑑賞するべきであり、県民の血税で楽しむものではない。その他、6月16日鳥取県立博物館入館料、10月6日ロシア領事館料理長来県懇談会（会名の通り懇談会であり、ガイドラインからも、懇談会に政務調査費を計上できない）9月6日フェルメール展入場料1,600円、11月29日鳥取県総合芸術文化祭チケット代（音劇）、11月30日鳥取県総合芸術文化祭チケット代（能）、3月7日鳥取県立博物館入館料180円、島根県美術館観覧料1220円も政務調査費として認められるものではない。

鍵谷純三県議平成 20 年度政務調査費について

1. 収支報告書と出納簿とは政務調査費の各項目ともに一致しており集計上の問題はない。

2. 政務調査費の内容（活動報告書ならびに領収書等）についての疑問点を列記する。

①県外政務調査活動報告書の 2 その他の政務調査活動 と題する表について

i [訪問先の名称]欄に記載がなされているのは 9 回の出張中ただ 1 回のみであり、残りの 8 回は空白で、どのような場所を訪問したのかについて不明である。

ii [調査内容]欄が、具体的な調査対象ではなく、「……について」といった主題の記載のみの場合が多く、ガイドラインが例示するような、何についてどのような調査を行ったのかの記載がない。[調査内容]欄にふさわしい記載が必要ではないか。

②県内政務調査活動の出張については、ガイドラインに指摘があるにもかかわらず、調査概要が説明されていないケースがほとんどである。特に、毎月のように出納簿の支出内容の欄に「鳥取出張旅費※控室での勉強」と記載された出張はいかなる調査研究活動をしたのか、具体的な記載がなされていない。このようなケースは、4 月：1 回、5 月：4 回、7 月：1 回、8 月：2 回、9 月：2 回（内 1 回は政調会）、10 月：2 回（内 1 回は会派要望）、11 月：2 回、1 月：3 回、2 月：4 回の計 21 回の出張（内宿泊は 7 回）が該当し、いずれも早見表による経費が当てられており、領収書等の支払証明書の添付がない。これらの合計金額（出張旅費と宿泊費の合計）は 198,240 円に該当し、これを政務調査費に充てることには疑問がある。

③出納簿には、事務所賃借料月額 120,000 円が事務所費として毎月分計上（合計 144 万円）され、また灯油代も 12 月、1 月、2 月の 3箇月事務所費として合計 6,876 円計上されている。県議会議員の活動には議員活動はもとより選挙活動・後援会活動・政治活動・政務調査活動等様々な活動が含まれており、事務所賃借料や灯油代についても 100%を政務調査費に充てることは（議員が政務調査活動のみに使用したことを立証しなければ）できないはずである。ガイドラインには「使用の割合に応じ按分し、証拠書類に按分の根拠を明示すること」とあり、H19.12.26 大阪高裁では 3 分の 1 を政務調査費として認める判例があり、H19.12.20 仙台高裁では 2 分の 1 を認める判例がある。これ等の例示や判例をもとにして適正な支出に改めるべきであり、100%の充当は認められない。

④4 月 9 日「東京出張旅費」は早見表運賃と日当を合算し 60,900 円が計上されているが、政務調査活動は本来公務に該当しないとの定説があり（公務災害にもならない）、日当 3,000 円分は外されるべきではないか。（このほかの県外出張に係る日当についても見直しすべきである。）

⑤4 月 21 日「人件費（20 日間）」の領収書番号 9 には宛名が記載されていなく、議員本人宛の領収証であるとの確証がない。またガイドラインには「政務調査活動に従事していることを証するため、領収書に勤務日数等を明示すること。」と指摘されているが、当該領収証（4 月 21 日領収書のみに）には勤務日数等の記載がない。

⑥複写機リース料は 10,495 円が事務費として毎月分計上（合計 124,740 円）されているが、政務調査活動以外にも利用されていたのではないかと推測されるので、政務調査活動に使った実績に基づく按分をして計上すべきである。ガイドラインでも「政務調査活動に使用する範囲内において充当し、使用の割合に応じて按分する。証拠書類に按分の根拠を明示すること。」とな

っている。

- ⑦5月度は鳥取出張が4回（内1回は1泊）あり、調査研究費として計33,860円が計上されている。上記②でも疑問を提示しているが、この4回の調査研究活動の説明は何ひとつ無く、出張を証明する証拠もない（5月19日の宿泊証明書には宛名の氏名がなく当該議員の宿泊を証明していない）。また、仮に鳥取に出張して控室を利用していたとしても、全ての時間を政務調査活動に費やしていたかどうかは疑問であり、実態に即して按分をして計上すべきではないか。
- ⑧7月～9月のガソリン代は、按分率6割を掛けて算出され、この間の調査研究費として40,884円が計上されている。また、12月～翌年2月のガソリン代は、6回で21,379円が計上されている。この間のガソリンの給油実態を請求書や領収書等でチェックした結果は次の如くであった。（出納簿に記載されたガソリン代の回数と給油回数が異なるのは、カードを利用した給油については複数回の利用代金をまとめて請求しているからである。）

7月1日給油37.0L領収書No.34（請求書34-2）、7月9日給油26.5L領収書No.34（請求書34-2）

7月15日給油23.4L領収書No.34（請求書34-3）、7月19日給油10L領収書No.27（ENEOS）

7月24日給油28.1L領収書No.34（請求書34-2）、7月24日給油22.0L領収書No.34（請求書34-3）

7月28日給油35.0L領収書No.34（請求書34-2）、8月2日給油24.26L領収書No.40（ENEOS）

8月6日給油26.87L領収書No.35（ENEOS）、8月10日給油14.0L領収書No.36（ENEOS）

8月17日給油28.4L領収書No.41（ENEOS）、8月27日給油32.0L領収書No.43（請求書43-1）

9月7日給油38.07L領収書No.48（ENEOS）、9月20日給油22.01L領収書No.47（ENEOS）

11月8日給油45.0L請求書No.71（昭和シェル）、11月20日給油36.91L請求書No.71（昭和シェル）

11月30日給油32.0L請求書No.71（昭和シェル）、12月11日給油33.0L請求書No.84（昭和シェル）

12月20日給油20.0L領収書No.68（ENEOS）、12月25日給油32.0L領収書No.69（ENEOS）

1月2日給油23.4L請求書No.96（昭和シェル）、1月12日給油37.0L請求書No.96（昭和シェル）

1月24日給油38.0L領収書No.79（ENEOS）、1月31日給油28.0L請求書No.96（昭和シェル）

これらの給油実態からいくつかの疑問点が浮かび上がる。

（1）7月には7回の給油をし、合計182.0Lものガソリンを消費しているが、この中には同一日（7月24日）に2回もの給油をしている（顧客コードNo.が異なる2枚の請求書が使用されている）。ひと月の間にこれだけ多くのガソリンを消費してどこへ行って政務調査活動をしていたのか不思議である。とともに、同一日に2回もの給油をしていることから議員とは別人の車への給油も含まれているのではないかとの疑いがもたれる。

（2）8月にも5回の給油をし、合計125.53Lものガソリンを使っている。他方、公共交通機関を利用した7月と8月の出張状況は、日帰りの鳥取出張が4回、広島出張2回（日帰り1回と1泊1回）、さらに東京出張（1泊）が1回となっており、何れの出張でも早見表の旅費請求がされている。一方で2か月の間に300Lを超えるガソリンを消費して自家用車を乗り回しながら、他方で公共交通機関を利用した出張を7回（9日間）も行うことは困難ではないかと思う。

（3）同じ観点から11月～翌1月の3箇月の間には10回の給油を行い合計315.31Lのガソリンを消費している。またこの間の公共交通機関を利用した出張は、東京出張1回（3泊4日）、倉吉1回（日帰り）、鳥取4回（内3回は日帰りで1回は2泊3日）、広島1回（日帰り）と

なっており、更に連合鳥取新春の集い（1月20日）や連合西部地域協議会新春交歓会（1月23日）への参加もある（マイカー利用と推察される）。年末年始で私的にも多忙なこの期間に、一方では多量のガソリン代を支払ってその6割を政務調査費として計上しながら、他方では公共交通機関を利用したとして早見表による旅行運賃を計上している。

（4）これ等（2）と（3）は二重請求ではないかとの不審を抱かせる。このような疑念を抱かせないためは、ガイドラインに明記されている「交通費、宿泊費は領収書による実費を原則とすること。」の文言を尊重して、領収書の添付が無いものへの支出は充当できないことすべきではないか。

（5）ガソリン代の6割（年間62,259円）を政務調査費に充てるのであれば、自家用車を使用しておこなった政務調査活動の内容についても何らかの報告をすべきではないか。また、按分率6割の根拠も説明すべきである。

⑨携帯電話利用料は、携帯電話を使用する必然性がない限り、政務調査費として認めるべきではない。ただし、「実績を考慮し、証拠書類に使用日時と使用目的等を明確に立証する場合は最大1/9を認めるのが相当である。」とのH19年12月26日大阪高裁判例があり、議員が計上する按分率6割で年間46,319円を政務調査費としてそのまま認めるることは問題である。

⑩広報費として議会報告印刷費（15万円）と配布人件費（1万5千円）が年3回計上（合計49万5千円）されているが、当該印刷物の添付がなく、政務調査活動に資するものかどうか不明である。また、仮に政務調査活動に関する記事が一部含まれていたとしても、それを持って100%の経費を政務調査費に充てることはできないと思う。ガイドラインにも「記事の割合などにより印刷費及び送料等を按分し、証拠書類に按分の根拠を明示すること。」と記載されている。

以上

銀杏泰利県議平成 20 年度政務調査費について

1. 収支報告書と出納簿とは政務調査費の各項目ともに一致しており集計上の問題はない。
2. 政務調査費の内容（活動報告書ならびに領収書等）についての疑問点を列記する。
 - ①4月分その1、および4月分その2に記載されている資料購入費については、100%を政務調査費に充てることには疑問がある。ガイドラインに明記されているように「政務調査活動に必要なものに限るが、実績等を考慮のうえ按分し、証拠書類に按分の根拠を明示すること。」となっている。添付資料には按分の根拠が記載されていない。以後に記載されている書籍購入費等についても同様である。
 - ②4月9日の駐車料金1,600円（調査研究費）についてどのような調査研究目的で駐車したのかが不明である。これ以外の日で発生する駐車料金についても調査研究目的が明記されていないケースについては同様に、政務調査費を充てることには疑問がある。
 - ③4月9日の事務用品の購入は、購入物品の内容が不明であり、はたして政務調査活動に直接必要なものかどうか判断できない支出を政務調査費に充てるのは許されないと思う。以後8月6日の4,470円、8月25日の6,226円、10月17日6,314円、10月25日の4,125円、11月7日の4,785円、1月13日の3,400円、1月30日の13,009円、3月30日4,628円等も同様である。また直接必要であるとしても、他の政務調査費とは関係のない活動にも利用され得るのであればその使用実績に基づく按分をすべきではないか。
 - ④4月11日の県外出張の日当3,000円については、政務調査費が公務でないことから、鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第7条第1項に該当せず、したがって対象から外れるのではないか。これ以後の県外出張等における日当（4/12、5/2、7/17、7/29、7/30、11/14、1/15、2/9の日当）についても同様に政務調査費を充てることには疑問がある。
 - ⑤5月7日のパソコンセットリース料:H20.04月利用分15,225円の90%按分による13,702円の支出については、以後毎月々同額の支出を計上してあるが、常識的に考えて少し高すぎるのでないか。また、按分率が90%になっている根拠も不明であり、このまま事務費として充てることに疑問を持つ。
 - ⑥5月14日資料コピー代1,890円は、議会質問用の資料作成に要したものであり、本来の政務調査活動に要したものでなく、政務調査費に充てることはできないと思われる。
 - ⑦5月23日交通費（タクシー：鳥取市）については、調査研究活動に係るものとの根拠が示されていない。
 - ⑧6月10日全国紙インターネット購読料H20.04月分1,890円を按分率100%で資料購入費に計上されているが、100%の根拠は何か示されていない。これ以後毎月々の1,890円も按分率100%になっているが、政務調査活動のみに使用する根拠は何か。
 - ⑨6月12日に購入した書籍について、執行部に配布した部分は議会活動であり、政務調査費を充てることに疑問を持つ。
 - ⑩6月16日知事との意見交換会8,000円を100%調査研究費として計上することに疑問を持つ。意見交換の場においても通常の議会活動に係る部分や、政党活動に係る部分、さらには懇親の

色彩の強い部分も混在したはずであり、100%を政務調査活動とするには無理があると思われる。同様な意見交換会が12月10日にも持たれている。

- ⑪7月4日コピートナーデ35,700円を100%事務費に計上することに疑問を持つ。コピー機は通常の議会活動や、後援会活動にも利用するはずではないか。
- ⑫7月2日事務用品購入11,625円を100%事務費として計上することに疑問を持つ。政務調査活動以外にも議会活動等に使用することが考えられるのではないか。
- ⑬7月19日「竹内いさおを囲む会」講演聴講として8,000円研修費の名目で計上されているが、竹内市長の後援会のパーティーへの参加であり、単なる政治活動への参加に過ぎず、政務調査費を充てるべきではない。駐車料金の800円も該当しないと思う。
- ⑭1月25日の田村耕太郎君と鳥取経済の活路を見出す会参加費3,000円、2月7日の赤沢りょうせい新春の集い参加費2,000円、3月1日石破しげると平成21年を語る集い参加費2,000円については、調査研究費に計上されているが、国会議員の政治活動の一環として行われていたものと推定され、全てを政務調査活動として充てることはできないと思われる。2月4日の交通費2,220円、3月1日の駐車料金500円についても同様である。
- ⑮2月16日の日本海政経懇話会年会費として52,500円が計上されているが、これを研修費として該当されることについて、どのような研修実績があり、政務調査に100%寄与している根拠を示すべきではないか。
- ⑯2月17日資料購入（ゼンリン地図デジタウン鳥取市）52,500円が計上されているが、これが100%政務調査活動に利用されるとは信じられない。当然選挙活動にも使用するはずであり、このような計上の仕方は県民の県政に対する信頼感を著しく損なうものではないか。
- ⑰3月21日の事務用ソフト、議会記録媒体購入費18,130円、ならびに3月23日の事務ソフト（電話帳ソフト）購入費4,800円について、按分率90%で事務費に計上されているが、按分率の根拠が示されていない。（按分率の設定については下記の⑱で指摘する）
- ⑱出納簿の10ページの次のページに記載されている「政務調査費（平成20年度）按分率の設定」については以下の問題点あるいは疑問点を指摘する。
 - (1) 按分率設定の理由が、ガソリン代（60%）、車の小修繕と車検代（60%）、及び電話料金等（70%）について、「別の仕事に就いていない」となっている。（そして議員作成の様式である《政務調査費領収証》のNo.1～No.283の枠内には、すべて上記按分率が記載されている。）しかしながら、政務調査費は、議会における審議能力の強化を目的に、議員各位が県民の意思を把握するとともに、県政事務に関して調査研究をして、議案審議や政策立案に反映していくことの費用の一部として交付されるものであり、按分率の設定は政務調査活動に支出した根拠に基づいて設定しなければならないはずである。このことはガイドラインの共通事項[経費のあんぶん]の留意事項に記載されている。したがって、「別の仕事に就いていない」では、根拠には成り得ない。また、車検及び整備費用は個人の財産形成になり、自動車税・車検代及び保険料は政務調査費として認めないという判例がある。（H19年4月26日仙台高裁判決、H16年9月16日京都地裁判決）
 - (2) パソコン関連品（事務ソフト含む）の按分率設定理由（90%）は、「パソコン・プリンターなど個人・後援会用は別に所有しているので、ほとんど政務調査用である」となっ

ている。しかしながら、この理由では、上記（1）で述べたように政務調査活動に90%使用した根拠としては乏しいと言わざるを得ない。いくら個人・後援会用は別に所有しているとしても、要は政務調査活動にどれだけ使用したのかその実績をもとにして按分しなければガイドラインの要件を満たしているとは言えない。特に事務ソフトの購入費用等については、個人・後援会用の別のパソコンにも利用できるわけであり「別に所有している」が按分率90%の根拠にはなり得ない。

- (3) 上記（1）および（2）の指摘は、政務調査費全体に亘って議員が政務調査費の交付を正しく理解して支出しているかどうかの問題もある。

以上

藤井省三 県議会議員の政務調査費について

- I 収支報告書と出納簿とは、政務調査費の各項目共一致しており集計上の問題はない。
- II 政務調査費の内容(活動報告書並びに領収書等)について、疑問点を項目的に下記のとおり列記する。

1、調査研究費

1) 県外調査

- ①全てについて調査内容が不明である。
- ②調査月日と旅費領収書月日が相違している。
- ③3月31日に県外調査に伴う旅費支払い処理が5件と集中している。
- ④全ての領収書の筆跡が同一人とおもわれる。
- ⑤旅費金額の算定が不明。
- ⑥記載されている調査先、調査テーマから判断すると、県議会議員ではなく自身がオーナーである医療法人の理事長としての調査活動と思われるため、目的外使用である。

調査日	調査先	領収金額番号	領収日	領収書番号
5月8日	東京都内	53,600円	6月11日	608
7月22日	東京都内	53,600円	7月22日	1013
7月31～8月1日	東京都内	65,040円	8月20日	1014
9月24日	東京都内	53,600円	10月14日	1022
10月14～15日	東京都内	53,600円	12月17日	3023
10月15～16日※	東京都内	53,600円	10月31日	3022
12月22日※	東京都内	64,200円	1月6日	3024
1月15日※	東京都内	53,600円	1月22日	3026
1月21～23日※	東京都内	53,600円	2月17日	214
3月18日※	東京都内	53,400円	3月18日	3026
		558,040円		

※は3月31日にまとめて支払い処理がなされている

2) 燃料費

- ①燃料費按分が一括月額6割として処理されているが、平成19年12月20日大阪高裁にて政務調査費按分は9分の1の判決確定のため、これを採用すると。
- ②燃料購入が月別ごとに一括して発行されている。しかも6ヶ月まとめて処理されている。

H20,10,14月額ごと領収処理

使用月	6割按分	領収番号	使用総額	9分1	過大計上額	
4月	39,390	1005	65,650	7,294	32,096	
5月	24,910	1006	41,520	4,613	20,297	
6月	61,978	1007	103,300	11,478	50,500	
7月	68,204	1008	113,670	12,630	55,574	
8月	57,601	1009	96,000	10,667	46,934	
9月	53,745	1010	89,580	9,953	43,792	

H21,3,31月額ごと領収処理

使用月	6割按分	領収番号	使用総額	9分1	過大計上額	
10月	69,731	3028	116,220	12,913	56,818	
11月	31,290	3029	52,150	5,794	25,496	
12月	57,340	3030	95,570	10,619	46,721	
1月	40,706	3031	67,840	7,538	33,168	
2月	29,101	3032	48,500	5,389	23,712	
3月	44,698	3033	74,500	8,278	36,420	
計	578,694		964,500	107,167	471,528	

2、資料購入費

1) 書籍

- ① 購入レシートではなく市販の領収書のため、購入書籍名が不明である。従って判断の仕様ができない。
- ② 8月8日購入書籍代1470円は、「趣味」の書籍であろうと思われる。
- ③ 1月14日購入書籍代2,415円は、「医療立国論・厚生労働省解体」の書籍であり、医療法人理事長として個人的用途ではないのか。
- ④ 1月14日購入書籍代1,583円は、「ジャパン・アズ・ナンバーワン—それからどうなった」は個人的と思われる
- ⑤ 2月12日購入書籍代1,599円は、「わが家の母はビヨーキです」の書籍であり、医療法人理事長として個人的用途ではないのか。
- ⑥ 2月12日購入書籍代1,706円は、「心を病むってどういうこと？精神病院の体験者より」の書籍であり、医療法人理事長として個人的用途ではないのか。

2) 新聞

- ① 議員の職業が医療補遺人の理事長であることを勘案すると、政務調査活動のためというよりは、医療に従事する者として購入したという側面が強いと考えられることにより、個人的な支出であると認められる。

3、事務費

1) コピー機リース

- ① リース契約書が不明のため、コピー機のリース料なのか、カウター料込みなのか判断できない。コピー機のリース料なら通常より高額すぎるし、按分の根拠もない。同時に調査活動に使用した根拠も示されていない。
- ② 使用料の明細が無い。110,250円×4回=441,000円

2) 事務用品

- ① 購入明細が無く、調査活動に使用した根拠も示されていないことから判断できない。

5月8日分OA付属品 27,230円

9月12日分OA機器 49,800円

10月14日分事務用品 39,000円、同事務用品 29,000円 計 68,000円

3) インターネット使用料

- ① 年間使用料144,084円は、議会活動との按分がされずに全額調査費計上されている。

4、人件費

1) 業務委託について

- ①補助業務活動記録が無いため、判断できず。
- ②補助業務就労記録が無く、確認できず。
- ③法人の就労記録では、調査活動へ就労↓実績が不明である。

以上の結果から目的外使用総額は 2,431,455 円となる。

前田 宏県議会議員の政務調査費について

- I 収支報告書と出納簿とは、政務調査費の各項目共一致しており集計上の問題はない。
- II 政務調査費の内容(活動報告書並びに領収書等)について、疑問点を項目的に下記のとおり列記する。

1、調査研究費

- 1) 「新年度県政課題を検討する会会費及び交通費」の 9,335 円は、報告書がなく表題から判断すると、通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 2) 「青少年健全育成伯耆三十三所観音靈場巡拝関係者米子市尾高交流会旅費及び宿泊費」の 14,137 円は、報告書ではなく単なるマスコミ報道記事であり、それによると毛利と尼子が握手したとの記事の内容から判断すると、通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 3) 「大岩敬老会員との懇談会負担金」の 10,000 円は、報告書がなく表題から判断すると、通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 4) 「建設業関係者と今後の公共事業についての研修交通費」の代行料 3,000 円は、報告書がなく表題から判断すると、通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 5) 「鳥取県緑化推進委員会会費」の 10,000 円は、報告書がなく表題から判断すると、通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 6) 「オリンピック選手、山本隆弘選手を励ます会」の 8,000 円は、報告書がなく表題から判断すると、通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 7) 「調査研究に伴う交通費」の 3,000 円は、調査内容が不明のため通常の議員活動となり、支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 8) 「岩美高校創立 60 周年を語る会交通費」の 3,000 円は、語る会の内容が不明のため通常の議員活動となり、支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 9) 「9 月定例会の結果検討会及び交通費」の 10,524 円は、報告書がなく表題から判断すると、通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 10) 「NPO とっとり希望化計画 21 会費」の 3,000 円は、会の性格が不明のため、表題から判断すると、通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 11) 「赤沢氏の政策を聞く会、励ます会会費」の 10,000 円は、同一政党の議員であり、通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 12) 「青少年健全育成鳥取県民会議会費」の 3,000 円は、報告書がなく表題から判断すると、通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 13) 「ブラジル鳥取友好議員連盟費」の 28,517 円は、報告書がなく表題から判断すると、議員連盟は通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 14) 「鳥取スポーツ振興議員連盟費」の 15,402 円は、表題から判断すると、議員連盟は通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 15) 「自家用自動車の自動車税」の 18,000 円は、本来自動車税や車検代は車両の維持管理等に当たって必要となる費用に過ぎず、その車両が調査研究の手段として使用されるものであるとしても、車両の維持管理が調査研究活動に伴う事務ではない。従って通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 16) 「自家用自動車の自動車保険料」の 19,072 円は、本来自動車税や車検代、保険料は車両の維持管理等に当たって必要となる費用に過ぎず、その車両が調査研究の手段として使用され

るものであるとしても、車両の維持管理が調査研究活動に伴う事務ではない。従って通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。

17) 「ガソリン代」に対する基本的な考え方は、政務活動に資する為に、車を使用し調査研究活動を行うことは想定されるため、車を使用したときにかかる経費であるガソリン代を政務調査費より支出は可能である。但し私的な活動に使用した部分との区分が必要であり、単純に一律の按分率での処理は問題である。走行目的や走行距離をトリップメーター等でチェックすることは煩雑であるとは思われない。

さて、ガソリン代金 134,530 円の 6 割分として 80,718 円計上されているが、その中にタイヤ組み換え料金 5,040 円があり、これは目的外使用である。

本来のガソリン代総額は 134,530 円 - 5,040 円 = 129,490 円となり、按分率 4 分の 1 で 32,373 円である。結果、6 割分 80,718 円 - 32,373 円 = 48,345 円が目的外使用である。

18) 「会派 自由民主政務調査」における事務局 1 人分経費 5,255 円が計上されているが、事務局とは議会事務局と推察されるが、それなら本来議会事務局で対応すべきで目的外使用。

2、研修費

1) 「日本海政経懇話会会費」の 52,500 円は、表題から判断すると、通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。

3、資料購入費

- 1) 「読売新聞」の 36,084 円は、実績等を考慮の上、経費を按分して証拠書類を残すべきで、そうでなければ政務調査費より支出することは目的外使用。
- 2) 「聖教新聞」の 22,560 円は、特定の宗教団体の機関紙であり、直接には調査研究には該当せず目的外使用。
- 3) 「鳥取県職員名簿」の 800 円は、議員活動に必要であり、直接には調査研究には該当せず目的外使用。
- 4) 「口と足で描く芸術家協会資料代」の 2,000 円は、個人の趣味での購入であり、直接には調査研究には該当せず目的外使用。
- 5) 「日本大地図購入費」の 29,070 円は、議員本人が當時必要として直接購入することなく、議会事務局及び県立図書館での閲覧が可能であるため目的外使用。
- 6) 「(有)人事新報社出版物代」の 11,340 円は、調査目的が不明であるが、必要とするなら通常の議員活動となり支給される議員報酬で対応すべきであり目的外使用。
- 7) 「雑誌購入費」の 270 円は、雑誌名が不明であるが、購入したレシートに「大衆」とあるため、週刊大衆であると思われる。そうであるなら議員個人での購入となり目的外使用。

4、広報費

- 1) 「写真代」の 23,452 円は、明細が不明のため調査活動に要したとする根拠に乏しく、議員個人と判断し目的外使用とする。
- 2) 「広報文印刷代」の 8,725 円は、その内容が不明のため調査活動に要したとする根拠に乏しく、議員個人と判断し目的外使用とする。
- 3) 「政策意見提言募集 (はがき 4000 枚)」の 200,000 円は、その内容も配布範囲、配布方法も不明であるばかりか、出しつ放しの官製はがきであるため、提言者自身が費用負担しなければならず、調査用紙とは言えず議員の議会報告であることが伺える。また、調査結果も不明であることから、調査活動に要したとする根拠に乏しく、議員個人と判断し目的外使用とする。
- 4) 「政策意見提言募集用はがき印刷代」の 33,600 円は、その内容が不明であり、

根拠に乏しく、議員個人と判断し目的外使用とする。

5) 「政策意見提言募集用はがき筆耕代」の 80,000 円は、政務調査に用いられたのか不明であり疑わしい。

5、事務費

- 1) 「携帯電話代」の 55,665 円は、調査活動専用として使用されているが、調査活動のために原則必要性はない。あえてその必要性を主張するなら、使用履歴にて証拠書類で実績と根拠があれば、区分案分率 9 分の 1 以内 (6,185 円) が政務調査費となる。 $55,665 - 6,185 = 49,480$ 円
- 2) 「固定電話代」の 58,108 円は、区分案分率 9 分の 1 以内 (17,430 円) が政務調査費として判例があり妥当である。 $58,108 - 17,430 = 40,678$ 円

6、人件費

- 1) 「政務調査活動補助者人件費」の 1,200,000 円が 2 名分として計上されているが、雇用形態を示す契約書もなく、勤務状況を証明する資料もなく、第三者が検証することもできず、親族なのか第三者なのかも判明しない。従って判断としては目的外使用とする。

以上の結果から目的外使用総額は 2,012,146 円となる。

その他として交通費の領収書について

- 1) 9 件のうち領収書用紙が同一と思われる件数は 3 件
- 2) 9 件のうち領収書用紙が同一で、筆跡が同一と思われる件数は 5 件

請求人代表者の選任書

2009年10月15日

私たちが本日付でしました県議会議員の政務調査費に関する住民監査請求について、米子市東町410高橋敬幸さんを、請求人の代表者に選任します。

住所

[REDACTED]

氏名

住所

[REDACTED]

氏名

住所

[REDACTED]

氏名

資料 2

鳥取県職員措置請求書の表記における監査委員の解釈

請求人から提出された鳥取県職員措置請求書には事実と相違する部分があると認められたため、下記のとおり解釈した。

【本文】

頁	行	請求人の記載	監査委員の解釈
2	2 6	2 0 0 8 年	2 0 0 9 年
2	2 9	2 0 0 8 年	2 0 0 9 年

【添付資料】

内田博長議員の政務調査費について			
頁	行	請求人の記載	監査委員の解釈
1	5	事務所費	事務費
1	6	事務所	事務費
1	8	事務所費	事務費
1	9	事務所費	事務費
1	1 1	事務所費	事務費

尾崎薰議員の政務調査費について			
頁	行	請求人の記載	監査委員の解釈
1	2 2	69, 512円	66, 432円
2	1 7	懇談会	懇親会

鍵谷純三県議平成20年度政務調査費について			
頁	行	請求人の記載	監査委員の解釈
1	1 7	198, 240円	221, 020円
1	1 9	6, 876円	6, 916円
1	3 4	10, 495円	10, 395円
3	9	62, 259円	62, 263円

銀杏泰利県議平成20年度政務調査費について			
頁	行	請求人の記載	監査委員の解釈
1	1 4	4, 125円	4, 152円
2	1 8	54, 915円	52, 500円

藤井省三 県議会議員の政務調査費について

頁	行	請求人の記載	監査委員の解釈
1	1 6	7月 22日	6月 11日
1	1 9	10月 14～15日	11月 14～15日
1	2 2	3026	3025
1	2 4	3月 18日 ※	3月 17日 ※
1	2 5	558, 040円	557, 840円
1	2 8	12月 20日	12月 26日
2	1 3	8月 8日	7月 15日
2	1 4	1月 14日	12月 29日
2	1 6	1月 14日	12月 19日
2	1 8	2月 12日	12月 26日
2	2 0	2月 12日	12月 26日
2	2 3	医療補遺人	医療法人
2	2 8	カウター	カウンター
3	5	就労 ↓	就労した

前田 宏 県議会議員の政務調査費について

頁	行	請求人の記載	監査委員の解釈
1	8	関係者米子	関係者集会米子
1	2 3	60周年	60年
1	3 1	青少年健全育成	青少年育成
1	3 5	鳥取スポーツ	鳥取県スポーツ
2	8	134, 530円の6割分として 80, 718円	138, 230円の6割分として 82, 938円
2	1 0	134, 530円 - 5, 040円 = 29, 490円	138, 230円 - 5, 040円 = 133, 190円
2	1 1	32, 373円 である。	33, 297円 である。
2	1 1	80, 718円 - 32, 373円 = 48, 345円	82, 938円 - 33, 297円 = 49, 641円
3	7	案分率	按分率
3	9	58, 108	56, 467

最終改正 平成19年 4月 1日 制定
平成21年 1月 9日 一部改正

政務調査費議員募集会

鳥取県議会

はじめに

議員の活動は、単に本会議や委員会などの会議に出席し、議案の審議などをを行う議会活動だけではなく、住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方自治体の事務に關し調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくことも、議員の果たすべき重要な役割である。

このため、政務調査費は、このような議員が行う調査研究活動に対し、地方自治法第100条第14項及び第15項の規定に基づき、その経費の一部が交付されるものである。

したがって、政務調査費が県民の税金で賄われていることに鑑み、議員には、県民に理解され信頼される議会づくりのために、その用途について、より一層の透明性の確保と説明責任を果たすことが求められている。

この「政務調査費議員必携」に収録しているガイドライン（指針）は、この度改正された鳥取県政務調査費交付条例第4条第2項に基づき、従来からあるガイドラインを県民の目線で見直し、より具体的に解りやすく一覧性を持つたものとするために、県議会の中に議会改革推進会議を設置して、同会議に諮り定めたものである。

議員各位には、政務調査費の用途のより一層の透明性を高めるために、ガイドラインを尊重することが求められる。政務調査費は、さまざまな県政課題への対応、政策立案などそのためには各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ、二元代表制の一方である議会議員として、審議能力を強化することを目的に交付されるものであり、この「政務調査費議員必携」により政務調査費が十分に活用されることにより、調査研究活動のさらなる充実と議会の活性化が図られ、鳥取県がますます発展していくことを期待する。

平成19年4月1日

鳥取県議会

目 次

政務調査費の目的

政務調査費制度の概要	1
1 交付対象と交付額	1
2 収支報告書等	2
3 残額の返還	2
4 取支報告書の閲覧等	2

政務調査費ガイドラインについて

1 用途の基本的な考え方	3
2 政務調査費の用途	3
3 政務調査費の対象外経費	11

証拠書類について

1 証拠書類の種類	12
2 出納簿	12
3 領取書等	12
4 国外調査報告書及び県外調査活動一覧表	12

(別紙)「政務調査費に係る便途基準の項目別経費の例示」

都市間交通費等早見表	13
資料1	
様式集及び記載例	資料2
関係法令等	資料3

政務調査費の目的

議員の活動は、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行う議会活動だけではない。議員は、住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方公共団体の事務に關し調査、研究を行い、政策立案や執行機関の監視（チェック）を行うなど、さまざまな議員活動を行っている。

このため、政務調査費は、二元代表制の一方である議会の議員が、さまざまな議員活動に必要な調査研究などに要する経費として、地方自治法第100条第14項の規定に基づき、鳥取県政務調査費交付条例（以下「交付条例」という。）の定めるところにより議員に交付されるものである。

政務調査費制度の概要

1 交付対象と交付額（交付条例第2条、第3条）

- (1) 政務調査費は、交付条例に基づき各4半期の最初の月（4月、7月、10月、1月）の10日に、在職議員に交付する。
(上記各月の10日から末日までの間に議員の任期満了の日がある場合は、その翌月の10日に、在職議員に交付する。)
- (2) 政務調査費の額は、4半期ごとに75万円である。ただし、次の事由に該当する場合は、一部を県に返還する必要がある。

事由	返還額
4半期の最初の月（4月、7月、10月、1月）の10日から末日までの間に、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議員の解散により議員でなくなったとき	50万円
4半期の2番目の月（5月、8月、11月、2月）に、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議員の解散により議員でなくなったとき	25万円

2 収支報告書等（交付条例第5条、第6条、第7条）

- (1) 議員は、政務調査費の交付を受けた年度の終了後（その日までに議員でなくなったときは、当該議員でなくなった日）から30日以内に収支報告書を議長に提出すること。
- (2) 議員は、領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「証拠書類」という。）を整備し、5年間保存するとともに、その写しを、収支報告書の提出期限までに議会事務局長（以下「事務局長」という。）に提出すること。

3 残額の返還（交付条例第5条第2項）

交付を受けた政務調査費のうちに支出に充てない残額が生じたときは、収支報告書に基づき発行される納入通知書により、期限までに返還すること。

4 収支報告書等の閲覧等（交付条例第8条第3項、鳥取県情報公開条例、鳥取県議会情報公開条例）

- (1) 議長に提出された収支報告書は、提出期限の翌日から起算して2月を経過する日の翌日から、県民の閲覧及び写しの交付の対象となること。
- (2) 事務局長に提出された証拠書類の写しは、鳥取県情報公開条例及び鳥取県議会情報公開条例の規定に基づく開示の対象となること。
また、提出された収支報告書及び証拠書類の写しは、監査委員の監査対象の書類となること。

政務調査費ガイドライン（交付条例第4条）

政務調査費のガイドラインについて

1 用途の基本的な考え方

政務調査費は、議会議員の調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める使途基準に従い、適切に充當されるべき定めるものであり、議員には、同条第3項の規定によりこのガイドラインを尊重して、政務調査費の適切な執行を行うこと。
しかし、議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となつている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。
このようないふな場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充當するときは、それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充當することとし、その際のあん分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。

2 政務調査費の使途

項目	内容	主な経費に係わる留意事項	備考
共通事項		<p>【対象経費】 費の対象は、議員が行った調査、研究に使用した経費を原則とすること。 ① 政務調査は、当該年度内にて議員が行つた調査、研究に必要な経費に對しして支給するものであります。 ② 研究に必要な経費に充てることはできない。 ただし、口座振替、クレジット払い、一括払い、(1年以内のものに限る)等の支払方法で当該年度外の利用が含まれる場合は、支払日の属する年度で整理することができるものとする。</p> <p>【経費のあん分】</p> <p>① 実際の活動において、政務調査活動と他の活動が渾然一体となる場合には、政務調査費分のみを支出することが必要であることから、</p> <ul style="list-style-type: none">・政務調査活動以外の活動・議会活動、政党活動、後援会活動、選舉活動、親團体活動、私生活などは、対象外とする。	

項目	内 容	主な経費に係わる留意事項	備 考
共通事項 (続き)	<p>実績等を考慮のうえ経費をあん分し、出納簿、領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）にあん分の根拠を明示すること。</p> <p>あん分後の円未満の端数は、切り捨てるのこと。</p> <p>② 複数年分の経費の一括払いの場合、経費を年度ごとにあん分の上、各年度の政務調査費に計上すること。（初年度に一括計上しないこと。）</p>	<p>従つて、これらを除いた政務調査活動の率（あん分率）を算定し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。</p>	
	<p>【項目別経費の例示】 使途基準の項目別経費の例示は別紙のとおりである。</p>	<p>別紙 「政務調査費に係る使途基準の項目別経費の例示」</p>	
調査研究費	<p>実務調査及び調査委託に要する経費 (調査委託料、交通費、宿泊費など)</p>	<p>交通費、宿泊費など</p> <p>① 調査委託料、交通費、宿泊費は領収書による実費を原則とすること。 また、その額及び内容は社会通念上許容されるものであることが必要であること。</p> <p>② 政務調査活動の期間内にその他の用務等を含む場合には、政務調査活動の部分と他の用務等を明確に区分すること。</p> <p>③ 議会活動として別途旅費等が支給される場合は、重複して政務調査費を充当することはできない。 ただし、議会活動と連続して政務調査活動を実施する場合には、議会活動部分と政務調査活動部分の区別を明らかにして、その内容を証拠書類に明示すること。</p>	<p>・政務調査費の算定の例 <議会活動(公費)と政務調査活動が連続する場合></p> <p>1日目 鳥取→東京 (議会活動→鳥取に帰着可能) 東京泊</p> <p>2日目 東京→水戸市 (政務調査活動 →東京→鳥取 の日程で旅行した場合</p>

項目	内容	主な経費に係わる留意事項	備考
調査研究費 (統一)		<p>東京往復の交通費＝公費による旅費支給 (政務調査費充当不可)</p> <p>東京水戸間の交通費及び東京での宿泊費 ＝政務調査費の充当可能</p> <p>（政務調査活動と他の用務が連続する場合） 政務調査を主目的として出張し、出張先で政務調査活動以外の用務を行った場合は、滞在中の経費を明確に区分して支出する必要があること。この場合、出張先までの往復旅費全額を政務調査費で支出することは可能であること。</p> <p>④ 交通費について、 県外政務調査活動で領収書の徴収ができない場合は、都市間交通費等早見表（以下「早見表」という。）により算定した、通常利用する交通機関に係る料金を政務調査費の対象とすること。 この場合には、当該旅行先に旅行したことを証する書類として証拠書類を作成すること。</p> <p>⑤ 県内政務調査活動で、公共交通機関を利用した場合は、領収書に代えて、政務調査活動の概要、利用区間、料金を記載した証拠（証明）書類を議員が作成し提出することもできること。</p> <p>⑥ 自家用自動車を使用した政務調査活動については、対象年度の燃料費及び小修理、車検費用などの自動車の維持経費の合計額の6割を限度として政務調査費の対象とすることができる。</p>	<p>東京往復の交通費＝公費による旅費支給 (政務調査費充当不可)</p> <p>東京水戸間の交通費及び東京での宿泊費 ＝政務調査費の充当可能</p> <p>（政務調査活動と他の用務が連続する場合） 政務調査を主目的として出張し、出張先で政務調査活動以外の用務を行った場合は、滞在中の経費を明確に区分して支出する必要があること。この場合、出張先までの往復旅費全額を政務調査費で支出することは可能であること。</p> <p>④ 交通費について、 県外政務調査活動で領収書の徴収ができない場合は、都市間交通費等早見表（以下「早見表」という。）により算定した、通常利用する交通機関に係る料金を政務調査費の対象とすること。 この場合には、当該旅行先に旅行したことを証する書類として証拠書類を作成すること。</p> <p>⑤ 県内政務調査活動で、公共交通機関を利用した場合は、領収書に代えて、政務調査活動の概要、利用区間、料金を記載した証拠（証明）書類を議員が作成し提出することもできること。</p> <p>⑥ 自家用自動車を使用した政務調査活動については、対象年度の燃料費及び小修理、車検費用などの自動車の維持経費の合計額の6割を限度として政務調査費の対象とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用する自家用自動車は1台とすること。 ・新たに追加する装備品については、1台10万円以内のものを政務調査費の対象とすること。 ・自動車の維持経費に該当しない例 カード年会費、洗車代（プリペイドカードを含む）、芳香剤など

項目	内容	主な経費に係わる留意事項	備考
調査研究費 (統括)	<p>⑦ 宿泊費について、原則として領収書に記載された金額とすること。</p> <p>ただし、県内における宿泊費については、特別の事情がない限り11,700円を上限とすること。 (11,700円を超える場合は、その理由を証拠書類に明記すること。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 朝食、夕食代を別途「領収書」による場合の宿泊費は、朝食について1,000円、夕食について2,000円を差し引いた額となること。 (「早見表」を参照) 	<ul style="list-style-type: none"> 政務調査活動としての懇談会等での飲食経費について、自己負担分を食糧費として支出することは可能であること。 明確に区分できない場合は、あん分によること。

項目	内 容	主な経費に係わる留意事項	備 考
調査研究費 (続き)		<p>会 費 会費の支出対象である団体の活動内容や実態が、政務調査活動として適当であることが必要であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリーや親睦を目的とする会合の会費、意見交換を伴わない会合の会費等については適当でないこと。） 会派（議員連盟）での合同調査活動等に充てるため、会派（議員連盟）に拠出した経費については、「調査研究費」の項目に計上すること。（「政務調査費に係る使途基準の項目別経費の例示」（別紙）を参照のこと。）なお、証拠書類として、会派（議員連盟）において作成した支出項目別に仕分けした決算書を提出すること。
研 修 費	研修会等への参加に要する経費 (会費、交通費、宿泊費など)	<p>会 費 「調査研究費」欄を参照</p> <p>交通費、宿泊費など 「調査研究費」欄を参照</p>	
会 議 費	各種会議の開催に要する経費 (講師謝金、会場借上料、機器使用料、資料印刷費など)	<p>① 領収書による実費とすること。</p> <p>② 後援会活動等の他の用務等を含む場合には、実績等を考慮のうえ経費をあん分し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政務調査活動を目的として、議員が主催する会議、研修会での茶葉代として支出することは可能であること。

項目	内容	主な経費に係わる留意事項	備考
資料作成費 (印刷製本費、原稿料など)		<p>① 領収書による実費とすること。</p> <p>② 後援会活動等の他の用務等に係る資料を含む場合には、実績等を考慮のうえ経費をあん分し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。</p>	
資料購入費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料など)	図書、資料等の購入に要する経費	<p>① 領収書による実費とすること。</p> <p>② 政務調査活動に必要なものに限るが、実績等を考慮のうえ経費をあん分し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。</p>	
広報費 (広報誌印刷費、送料など)	広報活動に要する経費	<p>① 領収書による実費とすること。</p> <p>② 住民の意見を議会活動に反映させること等を目的にしたものであることが必要であること。</p> <p>③ 広報誌を発行する際には、政務調査活動に係るものと後援会活動等のその他の活動に係るものと別表とする等、明確に区別することが望ましいが、他の用務等に係る部分が含まれるとときは、記事の割合などにより印刷費及び送料等をあん分し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。</p>	<p>・広報費のあん分の例 (政党活動等と政務調査活動が併存している場合)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>紙面における政務調査活動部分の占める割合 (○%)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>当該広報誌の印刷 送付等に係る経費 の総額 ×</p> </div>

項目	内容	主な経費に係わる留意事項	備考
事務所費	事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、管理運営費など)	<p>① 事務所用地購入費、事務所建設費に充当することは、議員個人の資産形成に繋がるものであり、政務調査費の対象外とすること。</p> <p>② 維持経費においては、政務調査活動に使用する範囲内において充当することができる。この場合、使用の割合に応じあん分として支出し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。</p> <p>③ 自宅、自己所有物件（家族名義含む）を事務所として使用する場合の賃借料は、政務調査費の対象外とすること。 なお、生計を一にしない親族名義の事務所の借上げについては、政務調査費の対象とすることができる。この場合、生計を一にしない親族である旨を領収書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所費のあん分の例 (後援会などの事務所と兼ねている場合) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 維持経費（賃料、 光熱水費等） × 政務調査活動の利用 割合（○%） </div>
事務費	調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品購入費、通信費など)	<p>① 備品購入費、リース料などについても、政務調査活動に使用する範囲内において充当することができる。この場合、使用の割合に応じあん分として支出し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。</p> <p>② 政務調査活動に対する有用性が高く、直接必要であると認められるものであることが必要であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電話料金のあん分の例 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 電話料金 × 政務調査活動に係る通話 の割合（○%） </div> <ul style="list-style-type: none"> ・政務調査活動として有用性が低いと思われる例 安楽椅子、冷蔵庫、大型テレビなど

項目	内容	主な経費に係わる留意事項	備考
事務費 (続き)	<p>③ 備品の購入経費については、1件10万円以内のものを政務調査費の対象とすること。</p> <p>④ 自動車購入費（減価償却費を含む。）を充当することとは、議員個人の資産形成につながるものであり、政務調査費の対象外とすること。</p> <p>⑤ 自動車を借りて政務調査活動を行う場合のリース料については、月額10万円を限度とするること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査活動以外にも利用する場合は、リース料をあん分する必要があること。 	
人件費	<p>調査研究を補助する職員の雇用に要する経費（給料、手当、社会保険料など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所職員を他の活動にも従事させている場合のあん分の例 <p>■給料等の総額 当該職員が政務調査活動に従事する割合 (○%)</p> <p>① 政務調査活動とその他の活動（後援会活動等）を併せて業務を行わせる場合には、業務の割合に応じ、あん分して支出し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。</p> <p>② 配偶者に政務調査活動の補助を行わせたことに対する対価に、政務調査費を充当することは、適当でないこと。</p> <p>③ 政務調査活動に従事していることを証するため、領収書に勤務日数等を明示すること。</p>	

3

政務調査費の対象外経費

下記の経費は、政務調査費の性格上、対象外となるため、注意すること。

(1) 慶弔費

- ① 慶弔餞別費等
 - 例) 病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の経費、慶弔電報、年賀状の購入又は印刷等の経費
- ② 冠婚葬祭の出席
 - 例) 葬儀、祝賀会、結婚式、祭り等
- ③ 宗教活動
 - 例) 檀家総代会、報恩講、宮参り、会費等

(2) 選挙活動経費

- ① 各種選挙等に当たつての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ等作成
- ② 選挙関係に係る経費、選挙活動費

(3) 政党本来の活動に属する経費

- ① 党大会への出席
- ② 政党(支部を含む)活動
- ③ 政党的広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送料
- ④ 政党组织の事務所の設置維持経費(人件費を含む。)
- ⑤ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等

(4) 後援会活動経費

- ① 後援会活動のための経費
- ② 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送料
- ③ 後援会主催の報告会等の開催経費

(5) その他調査研究活動以外の経費

- ① 観光、レクリエーション、私用用務等による旅行
- ② 親睦会、レクリエーション等のために使用する経費
- 例) 町内会費、婦人会費、スポーツクラブ費、商工会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブ等会費

証拠書類について

1 証拠書類の種類

- 議会事務局長に提出を要する証拠書類は、次のとおりとすること。
- ① 出納簿の写し
 - ② 領収書（又はそれに代わる証拠（証明）書類）の写し
 - ③ 県外調査活動報告書
 - ④ 国外調査報告書

2 出納簿

- (1) 出納簿に記載をする項目は、次のとおりとすること。
 - ① 収入年月日又は支出年月日
 - ② 収入金額又は支出金額
 - ③ 収入内容又は支出内容
 - ④ 収支報告書の該当項目
 - ⑤ 領収書等の番号（領収書を収支報告書の各項目ごとに整理する等、出納簿と容易に突合できる場合は省略できること。）
- (2) 出納簿（時系列で記載したもの）は、収支報告書の各項目ごとにまとめた支出の一覧表をもつて代えることができるること。
- (3) 出納簿の様式例は、様式集に掲げるとおりである。その記載方法については、各種様式の記載例を参考にすること。
- また、(1) の記載する項目を具備すればパソコンソフトにより出納簿を作成すること。

3 領収書等

- (1) 領収書に番号を付す等、領収書等と出納簿（又は支出一覧表）との関係が明らかとなるよう留意すること。
- (2) 領収書等に記載された金額の一部をあん分して充当する場合には、あん分した内容を領収書（又は出納簿等）に記載すること。
- (3) 支出目的や内容が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないものについては、政務調査費に係る支出として内容が確認できる書類を添付するか又はその利用目的、理由等を追記すること。
- (4) 極めて職員人件費については、勤務実態を明らかにするため、勤務日数等を明示すること。
- (5) 経費の支出が、預金口座からの引落しによる場合、預金通帳の該当部分の写しを提出すること。ただし、公共料金等で継続的に口座振替するものについては、その通知の写し（振替年月日が記載されたもの）の提出をもつて預金通帳の該当部分の写しの提出に代えることができる。その場合、出納簿との関係が明らかになるよう写しの余白部分に使途を記述するなど留意すること。

4 国外調査報告書及び県外調査活動報告書

国外調査報告書及び県外調査活動報告書の様式例は、様式集に掲げている。その記載方法については、各種様式の記載例を参考すること。

政務調査費に係る
用途基準の項目別経費の例示

(平成19年度交付分から適用)

使途基準の項目別経費の例示

内 容	具体的な経費（例示）
調査研究費 使途基準：実地調査及び調査委託に要する経費（委託料、交通費、宿泊料等）に充てること。 <p>○議員が行う県政、地方行政に関する調査研究に要する経費</p> <p>【具体的な調査活動（例）】</p> <p>①県内外（外）調査・視察及び海外調査・視察 ②国会、国等への要望活動 ③調査のための登庁（費用弁償されるものを除く。） ④市町村、県民からの陳情・要望に関する現地調査 ⑤県政に関する執行部との意見交換 ⑥国、県、市町村、団体等が主催する行事への参加 （研修会、講演会等「研修費」に該当する行事を除く。）</p> <p>* 食糧費は、公職選挙法に抵触せざり、社会通念上許容される範囲のものとする。</p> <p>* 議員が雇用する職員の交通費、宿泊料等については、政務調査活動の補助者としての活動実態により判断する。</p> <p>○議員が加入する議員連盟又は会派による調査研究活動に要する経費</p> <p>【具体的な調査活動（例）】</p> <p>⑦議員連盟（会派）の活動経費の区分は、政務調査費の区分に準じる。） ⑧会派による県政関係調査活動への参加</p>	

- * 会派（議員連盟）の会費は、「調査研究費」の項目に計上すること。
- ・「収支報告書」の「主な支出の内訳」欄には、「〇〇会派調査研究費 * * 円」と記載する。
(決算書で分類された支出項目別に記載しないこと。)
- * 証拠書類として、会派（議員連盟）決算書を添付すること。
- ・会派（議員連盟）においては、支出項目別に分類した決算書を作成し、各議員に通知すること。

○調査委託に要する経費

- 【具体的な調査活動（例）】
- ⑨学識経験者、シンクタンク等個人又は団体への調査委託
調査委託費、
打合せに要する経費（交通費等）

	内 容	具体的な経費（例示）
研修費	<p>使途基準：研修会等への参加に要する経費（会費、交通費、宿泊料等）に充てること。</p> <p>○国、県、市町村、団体等が主催する研修会、勉強会、講演会等への参加に要する経費</p> <p>【具体的な調査活動（例）】</p> <p>①研修会（勉強会）参加 ②講演会参加</p>	<p>交通費、タクシー代、宿泊費（県内は11,700円を上限）、会費（参加負担金）、資料代、有料道路代、有料駐車場代、</p> <p>*車の燃料費は「調査研究費」の項目で一括整理する。</p> <p>○議員が主催、共催する県民の県政への要望、意見を吸収するための各種会議の開催に要する経費</p> <p>【具体的な調査活動（例）】</p> <p>①県政要望会議の開催 ②県政報告会の開催 ③会議開催のための事前打合せに要する経費</p> <p>交通費、タクシー代、宿泊費（県内は11,700円を上限）、有料道路代、有料駐車場代、会場設営費、機材借上代（プロジェクター、マイク等）、資料印刷代、案内状印刷代、案内状送付代（郵券料）、講師（助言者）への謝金及び交通費、食糧費、茶菓代</p> <p>*食糧費は、公職選挙法に抵触せず、社会通念上許容される範囲のものとする。</p> <p>*車の燃料費は「調査研究費」の項目に一括整理する。</p>

内 容		具体的な経費（例示）
資料 作成費	使途基準：資料の作成に要する経費（印刷製本費、原稿料等）に充てること。	<p>○議員が行う議会活動、審議に必要な資料を作成するためにも要する経費</p> <p>【具体的な調査活動（例）】</p> <p>①政務調査資料作成</p>
資料 購入費	使途基準：図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）に充てること。	<p>○議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入、借上に必要な経費</p> <p>書籍購入費、定期刊行物購入費、新聞購読料、 情報収集インターネット接続経費、 ビデオテープ・CD-ROM等購入費</p>
広報費	使途基準：広報活動に要する経費（広報誌印刷費、送料等）に充てること。	<p>○議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費</p> <p>広報誌・報告書等の印刷製本費、 報告書の郵送料、 ホームページ開設・維持費、 事前打合わせ、広報活動に要する経費（交通費等）</p> <p>【具体的な調査活動（例）】</p> <p>①政務調査広報誌作成 ②議会報告、県政だより作成</p>

内 容		具体的な経費 (例示)
事務所 費	使途基準：事務所の設置及び管理に要する経費（事務所賃借料、管理運営費等）に充てること。	<p>○議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費</p> <p>事務所の土地・建物賃借料、光熱水費（電気、水道、ガス、燃料費）、その他管理運営に要する経費</p>
事務費	使途基準：調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品購入費、通信費等）に充てること。	<p>○議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費</p> <p>電話・FAX 使用料、OA機器リース料（コピー機等）、車リース代（月額10万円を限度）、備品購入費（事務机、事務機器、パソコン等、1件10万円以内のものに限る）、事務用消耗品購入費、一般郵券料、議員が雇用した職員の事務連絡旅費等（交通費等）、経理事務を外部委託した場合の委託経費</p>
人件費	使途基準：調査研究を補助する職員の雇用に要する経費（給料、手当、社会保険料等）に充てること。	<p>○議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費</p> <p>常勤職員の給料、諸手当（通勤、住居、超過勤務等）、社会保険料（健康、厚生、雇用）、臨時雇用職員の賃金</p>

都市間交通費等早見表

都市別旅費早見表（鳥取駅起点）

都市別旅費早見表（米子駅起点）

県内JR運賃早見表

都市別旅費早見表（鳥取駅起点）

1 運 貨 (単位:円)

市名	金額
札幌	100,180
青森	87,180
盛岡	83,120
仙台	76,620
秋田	87,140
山形	77,500
福島	72,840
水戸	63,480
宇都宮	65,040
前橋	65,040
さいたま	56,520
千葉	56,820
東京	55,740
横浜	55,560
新潟	75,980
富山	31,460
金沢	28,060
福井	25,540
甲府	63,480
長野	36,060
岐阜	25,700
静岡	31,420
名古屋	25,080
津	27,100
大津	15,900
京都	15,900
大阪	13,800
神戸	12,540
奈良	15,900
和歌山	19,440
米子	5,540
松江	9,000
岡山	9,760
広島	20,060
山口	26,360
徳島	19,700
高松	13,120
松山	23,480
高知	21,800
福岡	32,020
佐賀	36,400
長崎	37,420
熊本	36,480
大分	37,020
宮崎	42,140
鹿児島	43,980
那覇	83,720

※左表の注

- 1)外の○印は飛行機利用を表し、運賃は往復割引(通常)料金である。
 2)JR特急料金は、通常期の往復料金(指定席利用)であり、繁忙期は400円増額し、閑散期は400円減額する。
 ただし、鳥取～米子間は、自由席特急料金につき増減はありません。

JRの繁忙期: 3/21～4/5、4/28～5/6、7/21～8/31、12/25～1/10

JRの閑散期: 1/16～2月末日、6月、9月、11/1～12/20の期間の月～木曜日
 (ただし、祝日及び祝日の前日と振替休日は除く)

2 日当(県外における現地活動費)

(単位:円)

区分	金額	備考
宿泊を伴う場合(1日当たり)	3,000	昼食別途の場合 1,500 帰着が午前又は出発が午後の場合 1,500
宿泊を伴わない場合(1日当たり)	0	21時を過ぎて帰着する場合のみ 3,000

注)昼食代及び現地交通費(タクシー代等)の領収書の写しの添付が可能な場合は、計上しません。

3 宿泊費(県外のみ)

(単位:円)

区分	金額	備考
次の市区に宿泊する場合 さいたま市、千葉市 東京都特別区、川崎市 横浜市、名古屋市 京都市、大阪市、神戸市 広島市、福岡市	1泊2食 14,800	朝食別途の場合 13,800 夕食別途の場合 12,800 朝食夕食とも別途の場合 11,800
上欄の市区以外の市町村に宿泊する場合	1泊2食 13,300	朝食別途の場合 12,300 夕食別途の場合 11,300 朝食夕食とも別途の場合 10,300

注)食事別途の場合とは、食事代金を領収書の写しを添付して別途計上する場合を示す。

<早見表による計算例>

(単位:円)

区分	運賃	日当	宿泊費	旅費合計
(例1) 鳥取～東京 (日帰り)	55,740	3,000	0	58,740
(例2) 鳥取～東京 (1泊2日)	55,740	1,500 3,000	13,800	74,040
(例3) 鳥取～東京 (2泊3日)	55,740	1,500 0 1,500	14,800 12,800	86,340

都市別旅費早見表（米子駅起点）

1 運賃（単位:円）

市名	金額
札幌	102,340
青森	89,340
盛岡	85,280
仙台	78,780
秋田	89,300
山形	79,660
福島	75,000
水戸	65,640
宇都宮	67,200
前橋	67,200
さいたま	58,680
千葉	58,980
東京	57,900
横浜	57,720
新潟	78,140
富山	33,360
金沢	32,980
福井	31,680
甲府	65,640
長野	36,720
岐阜	29,400
静岡	30,840
名古屋	28,760
津	30,800
大津	23,320
京都	22,900
大阪	19,760
神戸	19,740
奈良	21,440
和歌山	24,980
鳥取	5,540
松江	2,420
岡山	10,260
広島	18,720
山口	27,400
徳島	20,780
高松	13,380
松山	23,520
高知	21,840
福岡	30,480
佐賀	32,540
長崎	35,720
熊本	34,460
大分	32,520
宮崎	37,380
鹿児島	41,760
那覇	81,640

※左表の注

- 1)外の○印は飛行機利用を表し、運賃は往復割引(通常)料金である。
- 2)JR特急料金は、通常期の往復料金(指定席利用)であり、繁忙期は400円増額し、閑散期は400円減額する。ただし、米子～鳥取間、米子～松江間は、自由席特急料金につき増減はありません。

JRの繁忙期: 3/21～4/5、4/28～5/6、7/21～8/31、12/25～1/10
JRの閑散期: 1/16～2月末日、6月、9月、11/1～12/20の期間の月～木曜日 (ただし、祝日及び祝日の前日と振替休日は除く)

2 日当(県外における現地活動費)

(単位:円)

区分	金額	備考
宿泊を伴う場合(1日当たり)	3,000	昼食別途の場合 1,500
		帰着が午前又は出発が午後の場合 1,500
宿泊を伴わない場合(1日当たり)	0	21時を過ぎて帰着する場合のみ 3,000

注)昼食代及び現地交通費(タクシーチケット等)の領収書の写しの添付が可能な場合は、計上しません。

3 宿泊費(県外のみ)

(単位:円)

区分	金額	備考
次の市区に宿泊する場合 さいたま市、千葉市 東京都特別区、川崎市 横浜市、名古屋市 京都市、大阪市、神戸市 広島市、福岡市	1泊2食 14,800	朝食別途の場合 13,800
		夕食別途の場合 12,800
		朝食夕食とも別途の場合 11,800
		朝食別途の場合 12,300
		夕食別途の場合 11,300
上欄の市区以外の市町村に宿泊する場合	1泊2食 13,300	朝食夕食とも別途の場合 10,300

注)食事別途の場合とは、食事代金を領収書の写しを添付して別途計上する場合を示す。

<早見表による計算例>

(単位:円)

区分	運賃	日当	宿泊費	旅費合計
(例1) 米子～東京 (日帰り)	57,900	3,000	0	60,900
(例2) 米子～東京 (1泊2日)	57,900	1,500 3,000	13,800	76,200
(例3) 米子～東京 (2泊3日)	57,900	1,500 0 1,500	14,800 12,800	88,500

◆鳥取県内JR路線の運賃表◆